

杉並区保健福祉計画（高齢者分野）

杉並区高齢者施策推進計画

令和9（2027）年度～令和11（2029）年度

【現時点でのたたき台】

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の目標	4
5 日常生活圏域の設定	5
6 S D G s との関係	6
7 計画の推進に当たって	6
第 2 章 計画を取り巻く動向等	7
1 高齢者の状況	8
2 前計画期間における区の主な取組と課題	16
第 3 章 計画の体系と内容	27
1 計画の体系	28
2 施策別の計画内容	35
第 4 章 認知症施策推進計画	37
1 計画の趣旨	38
2 国及び東京都の計画	39
3 計画の基本理念と施策・事業	40
第 5 章 第 10 期介護保険事業計画	
1 第 10 期介護保険事業計画の趣旨	
2 第 9 期計画の実績	
3 第 10 期の第 1 号被保険者数と認定者数の推計	
4 第 10 期計画におけるサービス量及び給付費の見込み	
5 第 10 期計画における介護保険料	

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

- 区では、令和5（2023）年度に、保健福祉分野を貫く基本理念の下、「杉並区保健福祉計画」の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の取組をより把握しやすくするため、5分野それぞれの計画を策定し、それらを総称して杉並区保健福祉計画とすることとしました。
- このことを受け、高齢者分野の個別計画として策定した「杉並区高齢者施策推進計画」（以下「計画」という。）は、令和8（2026）年度をもって計画期間が終了となることから、計画を改定するものです。
- 計画の改定に当たっては、これまでの実績や令和7（2025）年度に実施した杉並区高齢者等実態調査^{※1}の結果とともに、区長の附属機関である杉並区介護保険運営協議会の意見等を踏まえて検討を積み重ねました。
- 区は、引き続きこの計画に基づき多くの元気な高齢者が豊かな知識・経験等を生かして活躍することができる一方、2040年問題^{※2}を見据えた医療・介護・福祉の充実や、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域社会づくりなど、高齢者施策を総合的に推進していきます。

保健福祉分野を貫く基本理念

- **人間性の尊重**：日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。
- **自立の促進**：すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。
- **予防の重視**：誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機^{※3}などを軽減する予防の取組を重視します。
- **支え合いの醸成**：様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。
- **孤立の防止**：必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

2 計画の位置付け

- この計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえ、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を包含するものとします。

※1 **杉並区高齢者等実態調査**：要支援・要介護以外の高齢者を対象とした「高齢者実態調査」、要支援1～要介護5の在宅介護高齢者を対象とした「在宅介護高齢者実態調査」、令和7（2025）年7月末時点の特別養護老人ホーム入所申込者を対象とした「特別養護老人ホーム入所申込者実態調査」、令和7（2025）年6月末時点の区内全介護事業所・施設を対象とした「介護サービス事業所等実態調査」の4つの調査の総称

※2 **2040年問題**：少子化による急速な人口減少と、団塊ジュニア世代（昭和46（1971）年から昭和49（1974）年に生まれた世代）が全員高齢者（65歳）となる2040年に、日本が直面するとされる労働者人口の減少、社会保障費の増額、インフラの老朽化など様々な課題のこと

※3 **健康危機**：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

■計画の位置付け（イメージ図）



3 計画期間

- 計画期間は、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の計画期間に合わせ、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間とします。
- なお、上位計画の改定等を踏まえて、適宜必要な改定・見直しを図ることとします。

■計画期間

令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
杉並区総合計画（令和4（2022）年度から令和12（2030）年度）		
杉並区実行計画（第3次）（令和9（2027）年度から令和12（2030）年		
杉並区高齢者施策推進計画（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）		

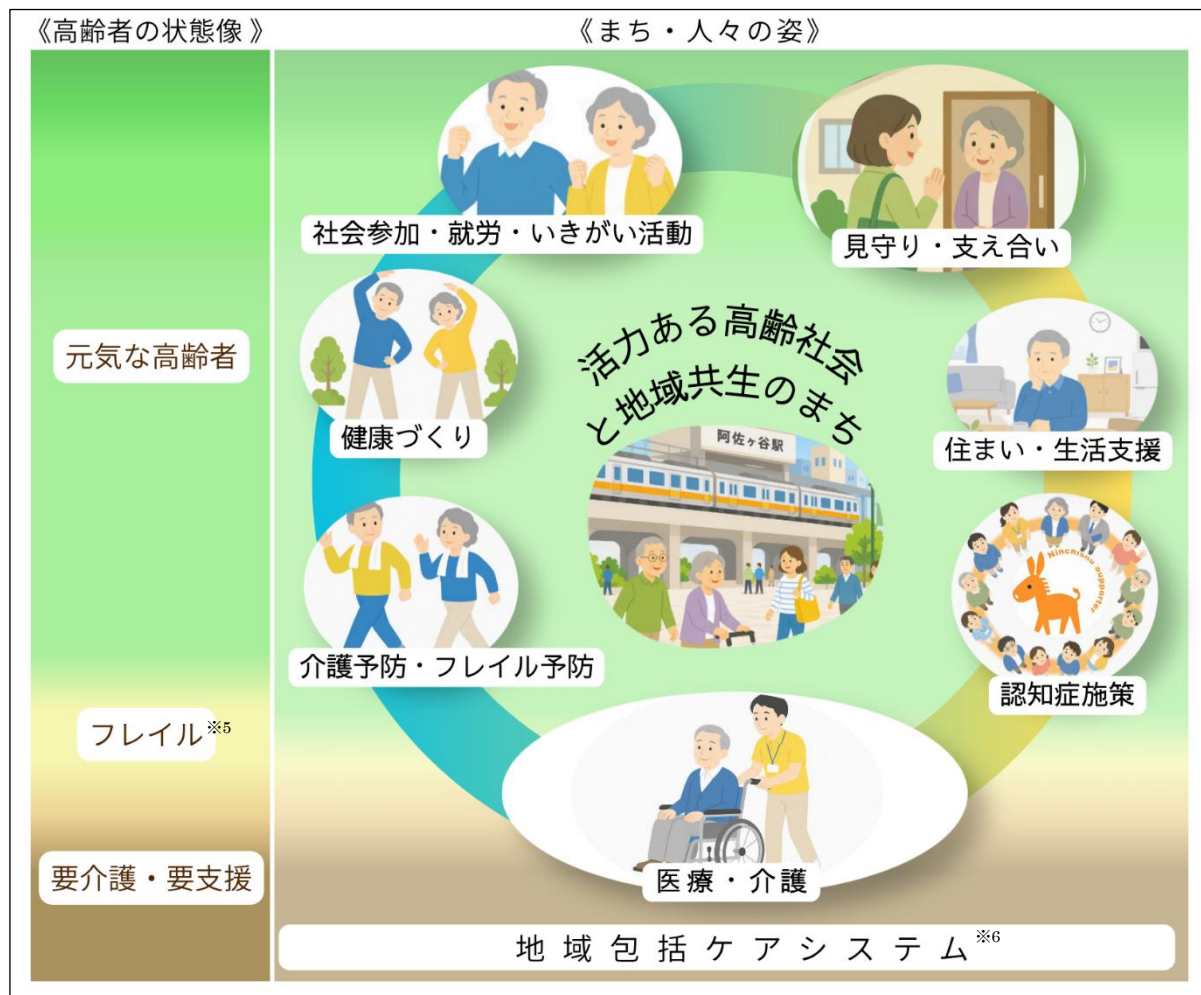
4 計画の目標

- 計画の目標は、引き続き2040年問題を見据えて、多くの元気な高齢者※4が豊かな知識・経験等を生かしていきいきと活躍する活力ある高齢社会を展望するとともに、日常生活における支援や医療・介護等が必要になっても住み慣れた地域で支え・支えられながら自分らしい生活が続けることができる共生社会の実現を目指し、次のとおりとします。

【目標】

活力ある高齢社会と地域共生のまちの実現

■活力ある高齢社会と地域共生のまち（イメージ図）



AI 生成イラスト使用

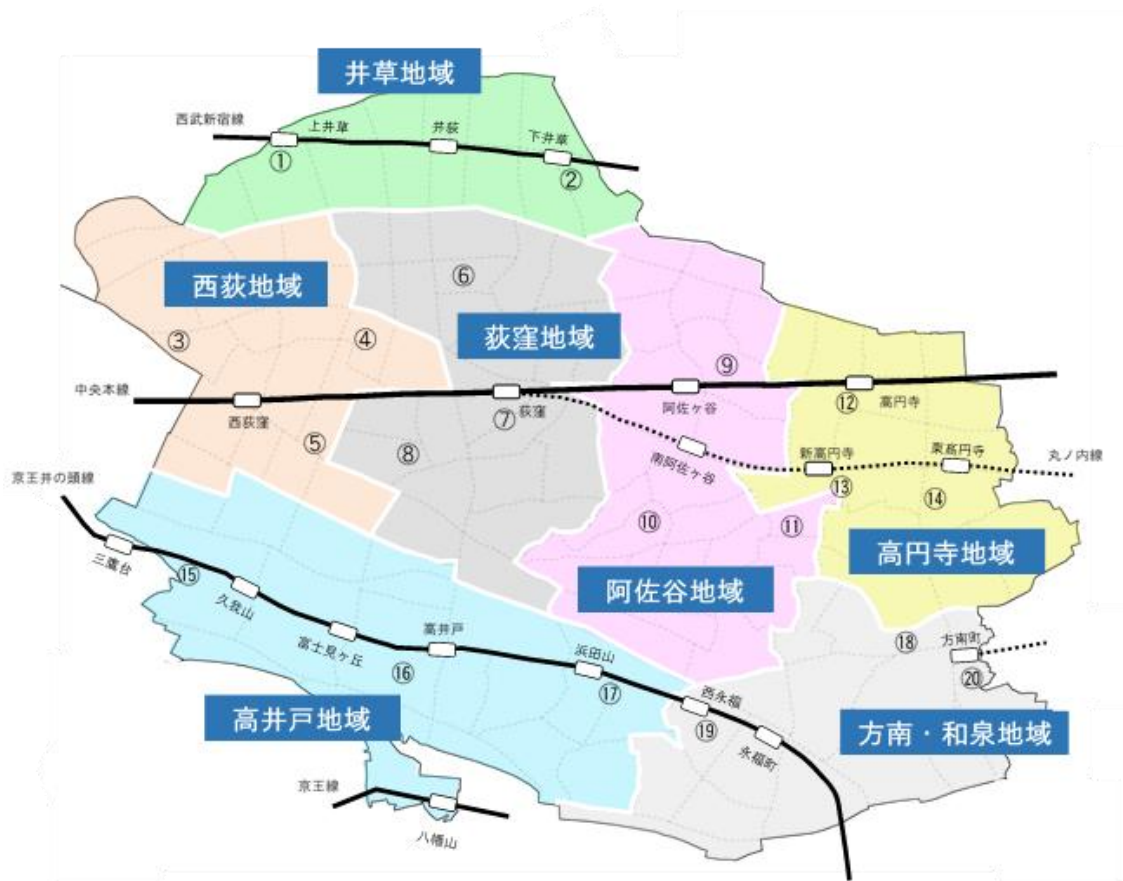
※4 元気な高齢者：本計画では、要介護・要支援認定の有無に関わらず、自らの健康状態（主観的な健康観）が「とてもよい」「まあよい」と認識している高齢者を指す

※5 フレイル：加齢により心と体の働きが弱くなる状態のこと。健康な状態と要介護状態の中間に位置する

※6 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、地域内で支え合い、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制を目指すもの

5 日常生活圏域の設定

○介護保険法第117条第2項第1号により、「市町村介護保険事業計画」において定めるところとされている日常生活圏域は、引き続き、地域包括支援センター（ケア24）※7の担当区域（7圏域）を設定します。



圏域名称		担当の地域包括支援センター
井草地域	西武新宿線の上井草駅、井荻駅、下井草駅の3駅を中心とした地域	①ケア24上井草、②ケア24下井草
西荻地域	JR中央線の西荻窪駅を中心とした地域	③ケア24善福寺、④ケア24上荻、⑤ケア24西荻
荻窪地域	JR中央線の荻窪駅を中心とした地域	⑥ケア24清水、⑦ケア24荻窪、⑧ケア24南荻窪
阿佐谷地域	JR中央線の阿佐ヶ谷駅を中心とした地域	⑨ケア24阿佐谷、⑩ケア24成田、⑪ケア24松ノ木
高円寺地域	JR中央線の高円寺駅を中心とした地域	⑫ケア24高円寺、⑬ケア24梅里、⑭ケア24和田
高井戸地域	京王井の頭線の久我山駅、富士見ヶ丘駅、高井戸駅、浜田山駅の4駅を中心とした地域	⑮ケア24久我山、⑯ケア24高井戸、⑰ケア24浜田山
方南・和泉地域	京王井の頭線の西永福駅、永福町駅の2駅と地下鉄丸ノ内線の方南町駅を中心とした地域	⑱ケア24堀ノ内、⑲ケア24永福、⑳ケア24方南

※7 地域包括支援センター（ケア24）：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。杉並区では「地域包括支援センター ケア24」という名称で区内に20所設置しており、以下「ケア24」と表示

6 SDGsとの関係

- 平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年に向けた国際目標であるSDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が採択されました。このSDGsでは、ゴール（目標）の「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」など、本計画と関係するゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されています。
- このことを踏まえ、本計画においても区の取組とSDGsとの対応関係を示すとともに、引き続きSDGsの考え方と軌を一にして取り組んでいきます。

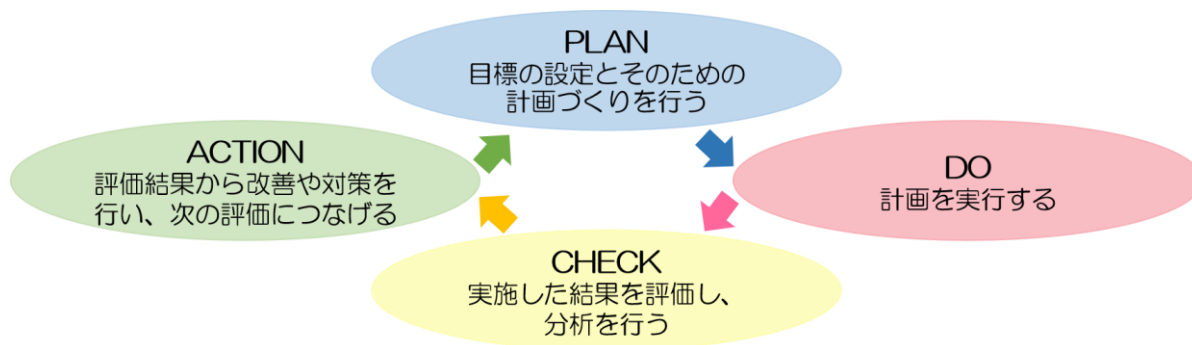
■本計画と関係するSDGsのゴール（目標）



7 計画の推進に当たって

- 計画の推進に当たっては、区内の関係機関・団体等との連携・協働を図るとともに、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の関係部局と横断的な連携を強化して取り組んでいきます。
- また、計画の毎年度における進捗状況の検証・評価は、介護保険法第117条第7項の規定等を踏まえ、杉並区介護保険運営協議会、杉並区在宅医療推進連絡協議会及び杉並区認知症施策推進部会の意見を聴取し、その結果等を考慮して取組内容の新規・拡充や執行方法の改善・見直しを図るとともに、計画の改定・見直しに反映するなど、PDCAサイクル※8に基づいて計画を推進していきます。

■PDCAサイクル（イメージ）



※8 PDCAサイクル：PDCAはPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるため、企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ

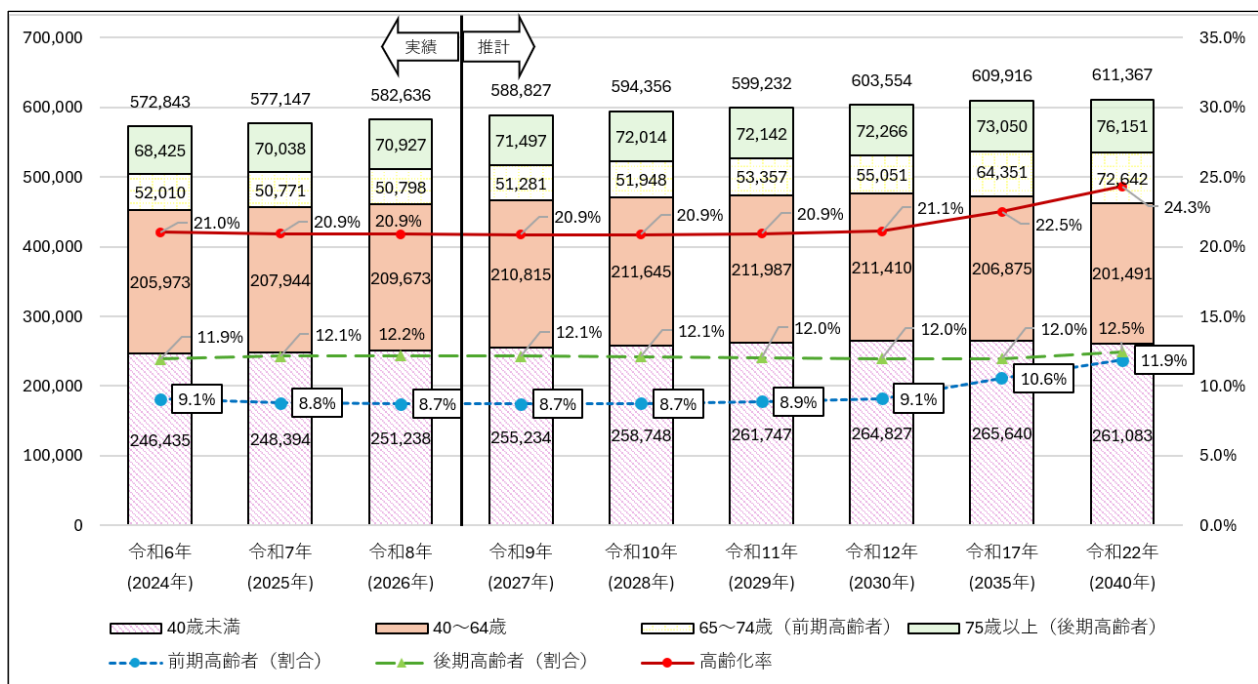
第2章 計画を取り巻く動向等

1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

- 令和 8（2026）年 1 月 1 日現在の区の総人口は 582,636 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 121,725 人、区の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は 20.9%です。
- 団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、高齢者人口は令和 8（2026）年から 27,068 人増加の 148,793 人で、高齢化率は 24.3%になると見込まれます。

■高齢者人口の推移



区分	実績値 ← 推計値								
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	572,843人	577,147人	582,636人	588,827人	594,356人	599,232人	603,554人	609,916人	611,367人
高齢者人口	120,435人	120,809人	121,725人	122,778人	123,962人	125,499人	127,317人	137,401人	148,793人
割合	21.0%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%	21.1%	22.5%	24.3%
前期高齢者	52,010人	50,771人	50,798人	51,281人	51,948人	53,357人	55,051人	64,351人	72,642人
割合	9.1%	8.8%	8.7%	8.7%	8.7%	8.9%	9.1%	10.6%	11.9%
後期高齢者	68,425人	70,038人	70,927人	71,497人	72,014人	72,142人	72,266人	73,050人	76,151人
割合	11.9%	12.1%	12.2%	12.1%	12.1%	12.0%	12.0%	12.0%	12.5%

※令和 8（2026）年までは 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値、令和 9（2027）年以降は推計値

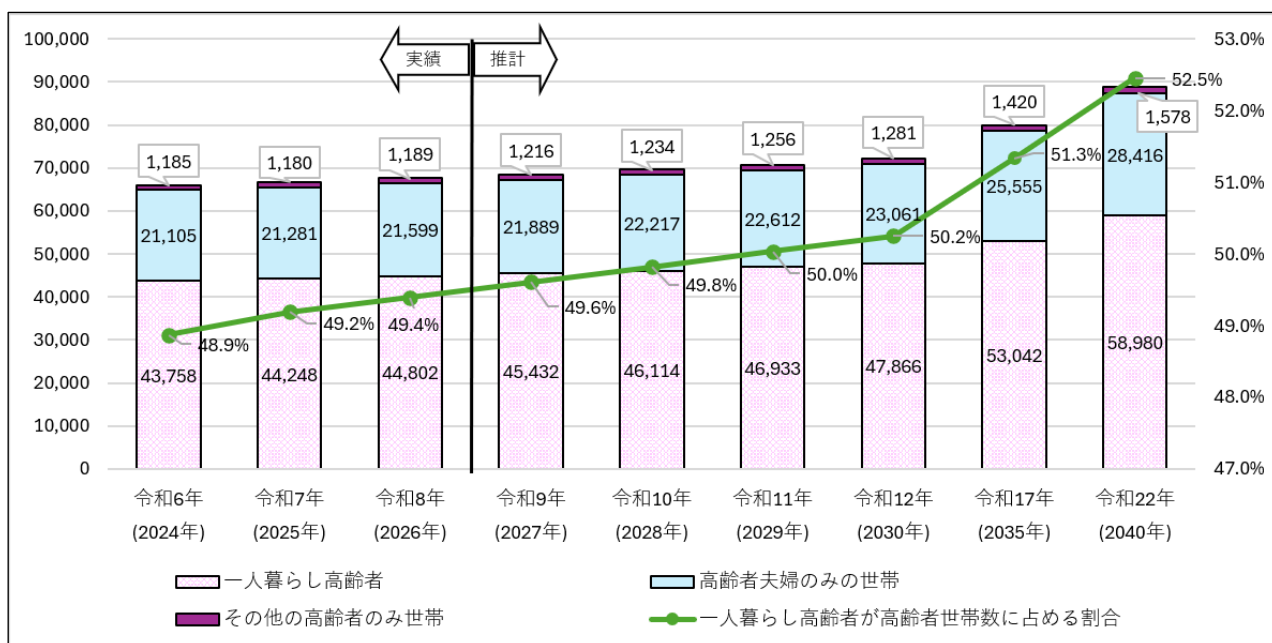
※前期高齢者は 65 歳以上 74 歳までの者、後期高齢者は 75 歳以上の者

※各数値は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計と一致しない場合がある。

(2) 世帯状況の推移

- 令和 8（2026）年 1 月 1 日現在、65 歳以上の一人暮らし高齢者は 44,802 人で、高齢者がいる世帯の約半分（49.4％）を占めています。
- また、高齢者夫婦のみの世帯は 21,599 世帯で、高齢者がいる世帯の約 4 分の 1（23.8％）となっています。
- 令和 22（2040）年には、一人暮らし高齢者は約 59,000 人となり、高齢者がいる世帯の 52.5％を占めると見込まれます。

■世帯数の推移



				実績値	↔	推計値				
				本計画期間						
区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	
全世帯 (A)	329,488	334,466	339,208	345,027	350,516	355,674	360,553	376,273	389,507	
高齢者がいる世帯 (B)	89,545	89,954	90,710	91,587	92,562	93,804	95,258	103,319	112,447	
全世帯に占める高齢者がいる世帯の割合 (B/A)	27.2%	26.9%	26.7%	26.5%	26.4%	26.4%	26.4%	27.5%	28.9%	
高齢者のみ世帯 (C)	66,048	66,709	67,590	68,537	69,565	70,801	72,208	80,017	88,975	
高齢者がいる世帯数に占める割合 (C/B)	73.8%	74.2%	74.5%	74.8%	75.2%	75.5%	75.8%	77.4%	79.1%	
一人暮らし高齢者世帯 (D)	43,758	44,248	44,802	45,432	46,114	46,933	47,866	53,042	58,980	
高齢者がいる世帯数に占める割合 (D/B)	48.9%	49.2%	49.4%	49.6%	49.8%	50.0%	50.2%	51.3%	52.5%	
高齢者夫婦のみの世帯 (E)	21,105	21,281	21,599	21,889	22,217	22,612	23,061	25,555	28,416	
高齢者がいる世帯数に占める割合 (E/B)	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.0%	24.1%	24.2%	24.7%	25.3%	
その他の高齢者のみ世帯 (F)	1,185	1,180	1,189	1,216	1,234	1,256	1,281	1,420	1,578	
高齢者がいる世帯数に占める割合 (F/B)	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	

※令和 8（2026）年までは 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値、令和 9（2027）年以降は推計値

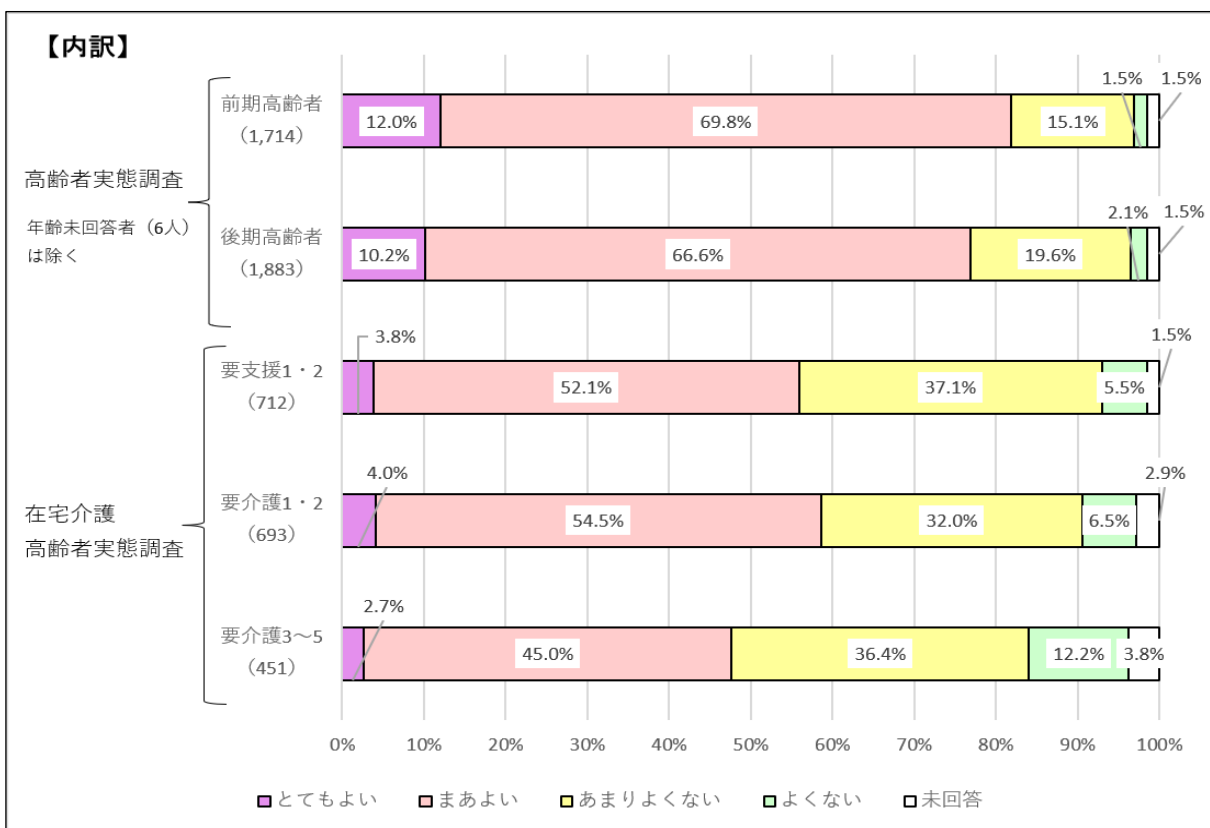
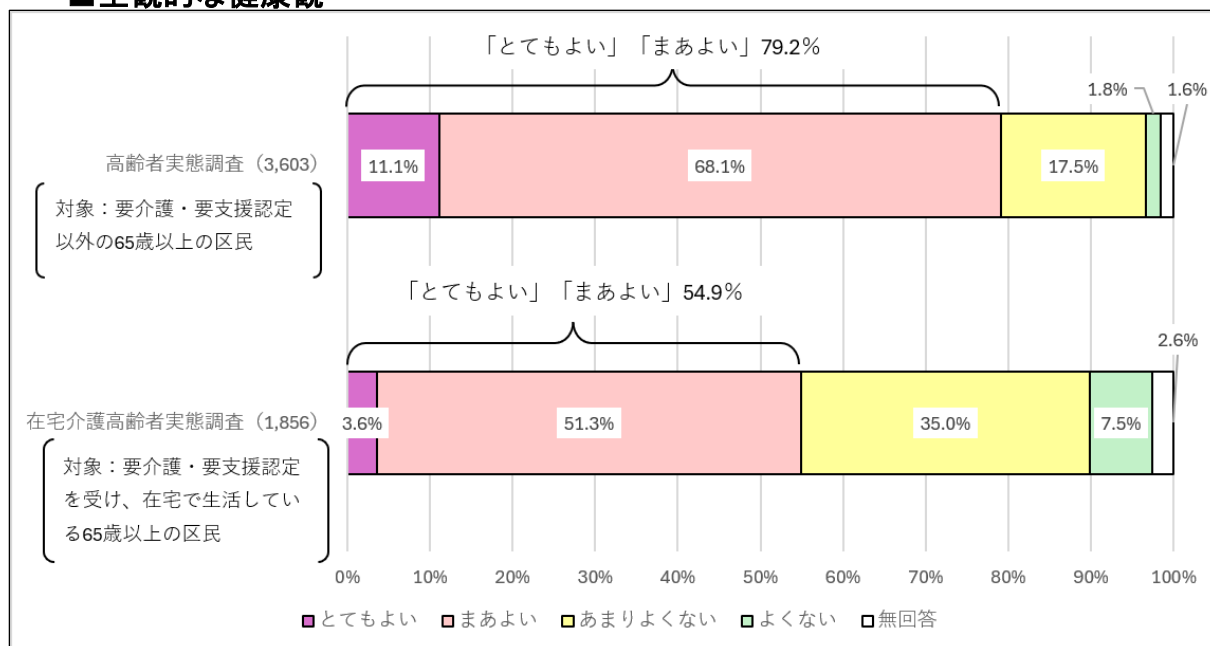
※各数値は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 高齢者の健康状態

① 主観的な健康観

- 令和 7（2025）年度杉並区高齢者等実態調査の結果では、健康状態が「とてもよい」「まあよい」を合わせた回答の割合は、高齢者実態調査で 79.2%、在宅介護高齢者実態調査で 54.9%となり、要介護・要支援認定を受けている高齢者の方の主観的な健康観は低くなる傾向にあります。

■主観的な健康観



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

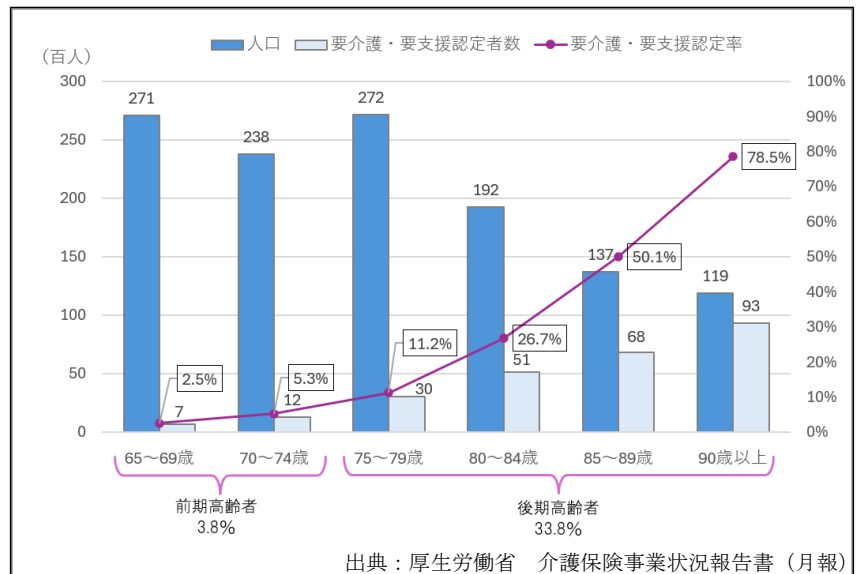
② 要介護・要支援認定者数の推移

- 第1号被保険者（65歳以上）における令和8（2026）年1月末時点の要介護認定者は18,245人、要支援認定者は8,040人で、第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合（要介護・要支援認定率。以下「認定率」という。）は21.4%となっています。高齢者人口の増加に伴い、今後の認定率は緩やかに上昇すると見込まれます。
- 後期高齢者の認定率は33.8%で、前期高齢者の認定率3.8%の約8.9倍です。年齢が上がるにつれて認定率は上昇し、85～89歳では50.1%と約2人に1人が要介護・要支援認定を受けています。

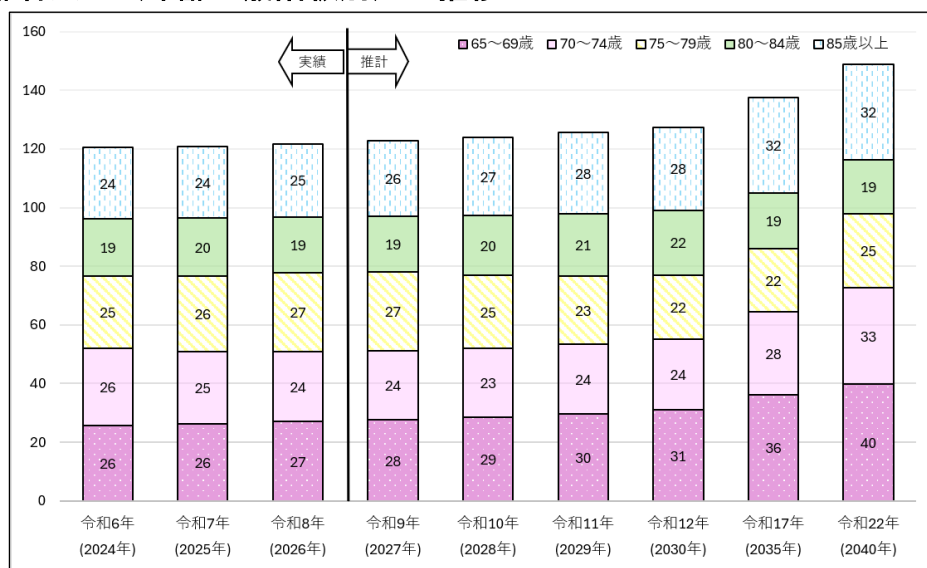
■年齢階級別要介護・要支援認定率（令和8（2026）年1月）

区分	人数	割合
第1号被保険者数	122,754人	
要支援		
要支援1	5,302人	4.3%
要支援2	2,738人	2.2%
小計	8,040人	6.5%
要介護		
要介護1	6,352人	5.2%
要介護2	3,499人	2.9%
要介護3	2,965人	2.4%
要介護4	3,321人	2.7%
要介護5	2,108人	1.7%
小計	18,245人	14.9%
計	26,285人	21.4%

※第1号被保険者数には、住所地特例者等を含む



■高齢者人口（年齢5歳階級別）の推移



※令和8（2026）年までは1月1日現在の住民基本台帳の実績値、令和9（2027）年以降は推計値

■要介護認定者数の推移の内訳（第1号被保険者）

実績値 ←→ 推計値

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第1号被保険者数	25,831	26,303	推計中						
要支援1	5,115	5,213							
要支援2	2,579	2,729							
要介護1	6,136	6,251							
要介護2	3,551	3,609							
要介護3	2,962	2,968							
要介護4	3,255	3,352							
要介護5	2,233	2,181							

■要介護認定者数の推移の内訳（第2号被保険者）

実績値 ←→ 推計値

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第2号被保険者数	555	605	推計中						
要支援1	73	77							
要支援2	54	67							
要介護1	117	108							
要介護2	125	135							
要介護3	74	77							
要介護4	60	68							
要介護5	52	73							

■要介護認定者数の推移の内訳（第1号被保険者＋第2号被保険者）

実績値 ←→ 推計値

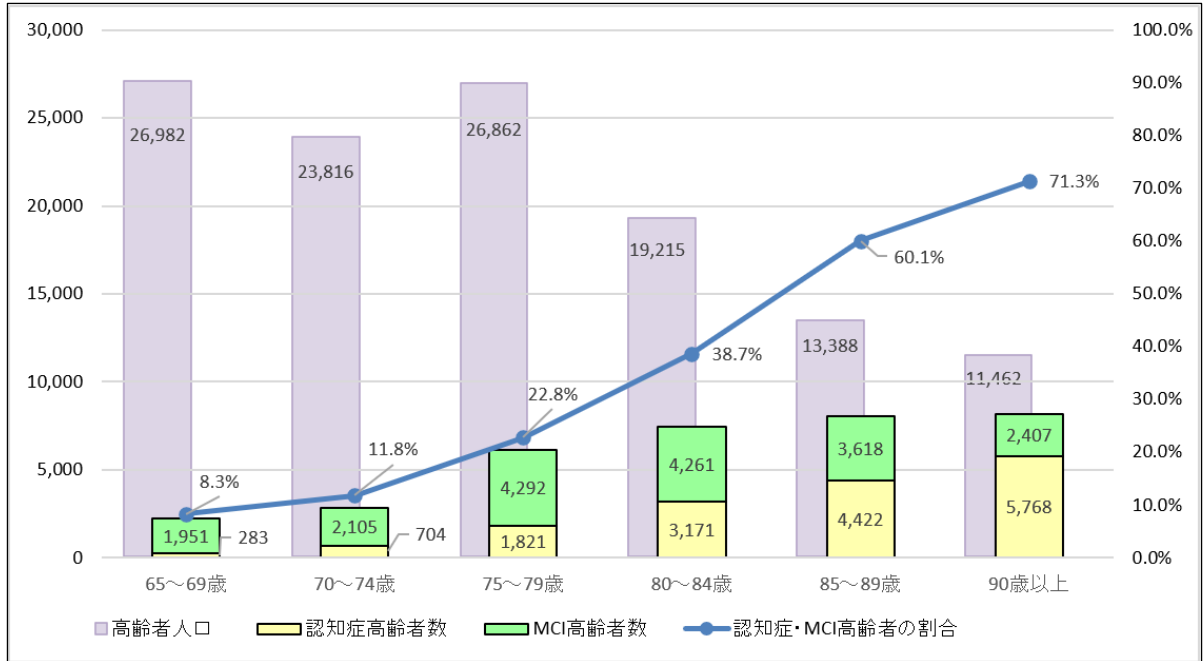
区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要介護認定者数	26,386	26,908	推計中						
要支援1	5,188	5,290							
要支援2	2,633	2,796							
要介護1	6,253	6,359							
要介護2	3,676	3,744							
要介護3	3,036	3,045							
要介護4	3,315	3,420							
要介護5	2,285	2,254							

※令和7(2025)年までは各年10月1日現在の実績値で、令和8(2026)年以降は各年10月1日現在の推計値

③ 認知症・MCI 高齢者数の推移

○ 令和 8（2026）年 1 月 1 日現在の認知症・MCI※⁹高齢者数の合計は 34,803 人で、高齢者人口の 28.6%が認知症の症状を有する又は認知機能が低下しているものと見込まれます。また、年齢が高くなるほどその割合が高くなる状況となっています。

■年齢階級別認知症・MCI 高齢者数の推計（令和 8（2026）年）



※高齢者人口は令和 8（2026）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値

※認知症・MCI 高齢者数は、厚生労働省 令和 5 年度老人保健事業推進等事業報告「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮 九州大学教授）から推計

※各数値は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計と一致しない場合がある。

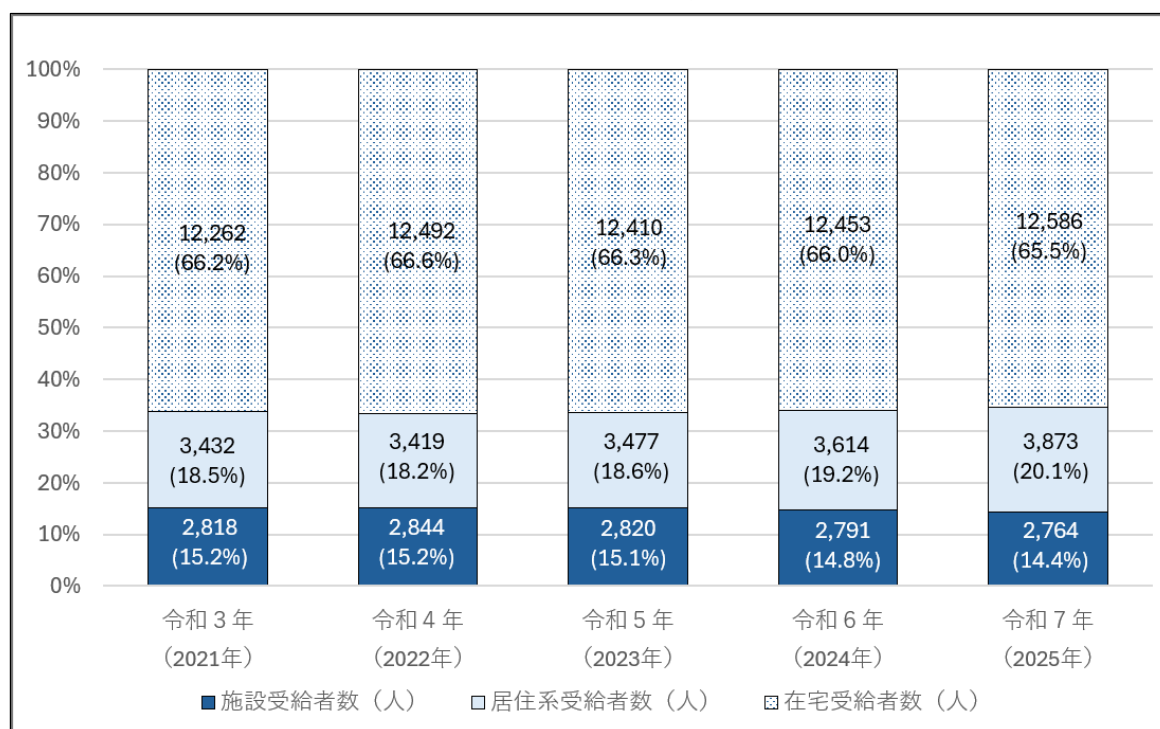
区分	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
高齢者人口	121,725人	122,778人	123,962人	125,499人	127,317人	137,401人	148,793人
65～69歳 認知症・MCI高齢者数合計	2,233人	2,290人	2,369人	2,453人	2,568人	2,989人	3,265人
認知症高齢者数	283人	290人	300人	311人	325人	379人	417人
MCI高齢者数	1,951人	2,000人	2,069人	2,142人	2,243人	2,610人	2,848人
70～74歳 認知症・MCI高齢者数合計	2,809人	2,791人	2,749人	2,799人	2,836人	3,322人	3,859人
認知症高齢者数	704人	700人	690人	702人	711人	834人	970人
MCI高齢者数	2,105人	2,092人	2,059人	2,097人	2,125人	2,488人	2,889人
75～79歳 認知症・MCI高齢者数合計	6,113人	6,103人	5,686人	5,309人	5,004人	4,916人	5,729人
認知症高齢者数	1,821人	1,820人	1,696人	1,584人	1,492人	1,462人	1,704人
MCI高齢者数	4,292人	4,283人	3,990人	3,724人	3,512人	3,454人	4,025人
80～84歳 認知症・MCI高齢者数合計	7,432人	7,276人	7,834人	8,191人	8,539人	7,353人	7,183人
認知症高齢者数	3,171人	3,104人	3,341人	3,493人	3,642人	3,135人	3,061人
MCI高齢者数	4,261人	4,171人	4,493人	4,698人	4,898人	4,217人	4,121人
85～89歳 認知症・MCI高齢者数合計	8,040人	8,343人	8,595人	9,014人	9,252人	10,453人	9,023人
認知症高齢者数	4,422人	4,586人	4,731人	4,954人	5,086人	5,739人	4,955人
MCI高齢者数	3,618人	3,757人	3,864人	4,061人	4,166人	4,714人	4,068人
90歳以上 認知症・MCI高齢者数合計	8,175人	8,534人	8,879人	8,994人	9,120人	10,738人	12,413人
認知症高齢者数	5,768人	6,025人	6,270人	6,362人	6,455人	7,608人	8,789人
MCI高齢者数	2,407人	2,508人	2,609人	2,633人	2,665人	3,129人	3,624人
合計 認知症・MCI高齢者数合計	34,803人	35,336人	36,113人	36,759人	37,320人	39,771人	41,472人
(割合)	(28.6%)	(28.8%)	(29.1%)	(29.3%)	(29.3%)	(28.9%)	(27.9%)
認知症高齢者数	16,169人	16,524人	17,028人	17,405人	17,712人	19,158人	19,897人
MCI高齢者数	18,634人	18,812人	19,085人	19,354人	19,608人	20,613人	21,576人

※9 MCI：もの忘れなどの軽度認知障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態

(4) 介護保険サービス（施設・居住系・在宅）別の受給者数の推移

- 高齢者人口（特に後期高齢者人口）の増加に伴い、介護保険サービス受給者も増加しています。
- サービス種別ごとの受給者数の推移では、居住系受給者数・在宅受給者数は増加傾向が見られます。在宅介護サービス基盤の充実に加えて、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、同居家族が担うことができない見守りや介護等を在宅サービス等が補完しています。また、要介護・要支援認定者のうち、いわゆる軽度認定者（要支援 1・2、要介護 1）の割合が高いことから、在宅でのサービスを利用する方が多い状況となっています。
- 一方で、施設サービスについては定員の制約等から大幅な増加が見られず、施設受給者数は概ね横ばいで推移しています。

■施設・居住系・在宅サービス別の受給者数の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム指標 D1 時点：各年度 3 月事業状況報告

※サービス区分の内訳

サービス区分	含まれる主なサービス種別
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

2 前計画期間における区の主な取組と課題

取組方針1 元気高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実

【主な取組と実績】

○ 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度（9月末現在）までの実績は、次のとおりです。

No.	取組	実績			
1	杉並区シルバー人材センターの運営支援	○シルバー人材センターの運営支援を通して、会員のいきがいを得るための事業につなげました。			
		指標	令和6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		就業実人員数	1,847人	1,850人	—
2	ゆうゆう館の運営	○ゆうゆう館では、高齢者のニーズに応じた多様な協働事業を実施しました。			
		指標	令和6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		協働事業参加者数	27館 86,184人	26館 87,509人	—
3	コミュニティふらっとの運営	○コミュニティふらっとでは、高齢者をはじめとする多世代の活動・交流の場と機会を提供しました。			
		指標	令和6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		高齢者団体登録数	7施設 228団体	8施設 232団体	—
4	いきいきクラブ※ ¹⁰ の活動支援	○いきいきクラブによる、いきがいと健康づくり・仲間づくり等の活動を支援しました。			
		指標	令和6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		クラブ活動回数	60クラブ 17,309回	60クラブ 16,654回	—
5	長寿応援ポイント事業※ ¹¹ の実施	○事業を通して、高齢者の地域貢献活動やいきがい活動等を支援しました。			
		指標	令和6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		ポイント交換者数 （実人数）	4,384人	5,040人	—

○ これらの取組の結果、取組方針1の指標は次のとおり推移しています。

取組方針1の指標	区分	令和6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合（区民意向調査）	目標値（A）	47.8%	48.1%	48.5%
	実績値（B）	55.9%	47.1%	—
	達成率（B/A）	116.9%	97.9%	—

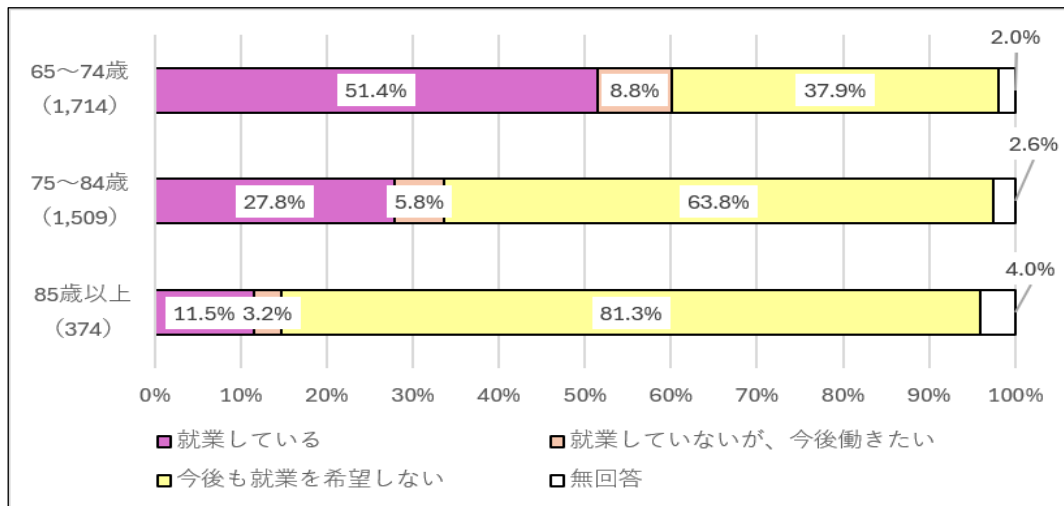
※¹⁰ いきいきクラブ：概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのために多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※¹¹ 長寿応援ポイント事業：区が事前に設定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

【今後の課題】

- 令和 7 (2025) 年度に実施した「杉並区高齢者実態調査」(以下「高齢者実態調査」という。)では、65 歳から 74 歳までの 6 割以上が「就業している」「就業していないが、今後働きたい」と回答しており、引き続き多様な働き方を支援する必要があります。

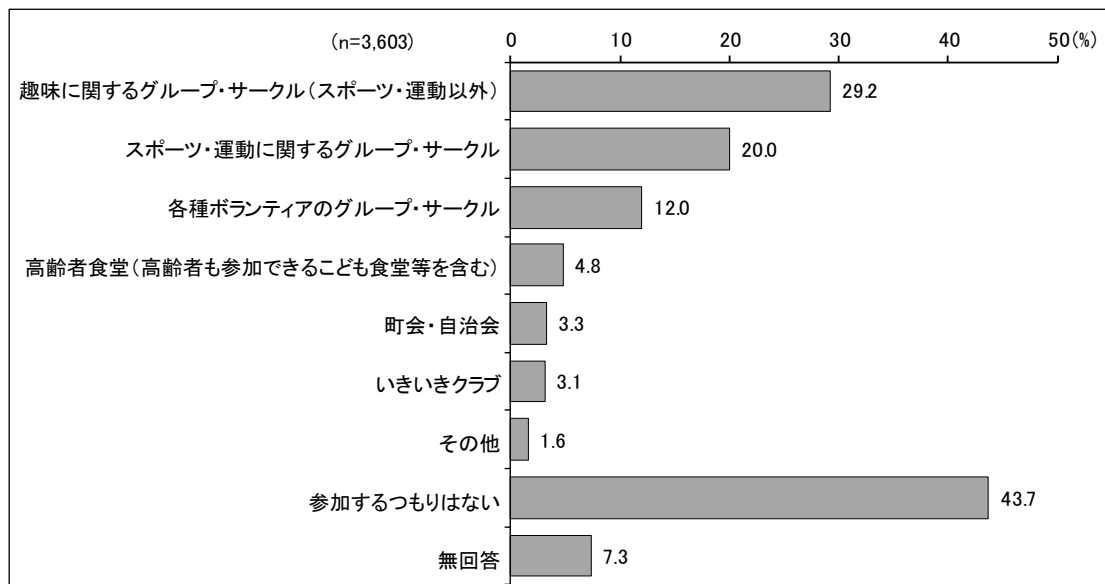
■就業状況・就業意向



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- 同じく高齢者実態調査では、「今後参加してみたい地域活動」について、次のような結果となっています。

■今後参加してみたい地域活動



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- これらのことから、今後も元気な高齢者のいきがい活動等を支援するための場と機会の提供に努める必要があります。加えて、これらの社会参加（就労・いきがい活動等）に資する環境整備として、引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりや誰もが利用しやすい移動手段、高齢者のデジタルデバインド対策等に取り組むことが求められます。

取組方針 2

高齢者の健康づくり・介護予防の推進

【主な取組と実績】

○ 令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

No.	取組	実績			
1	成人等健康診査の実施	○40 歳以上の生活保護受給者等に健診を実施しました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		受診者数	5,080 人	4,765 人	—
2	後期高齢者健康診査の実施	○75 歳以上の対象者全員に受診勧奨して健診を行いました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		受診者数	31,672 人	31,609 人	—
3	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実	○総合事業を通して、高齢者の介護予防・フレイル予防を支援しました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		介護予防普及啓発事業参加者数	3,501 人	3,494 人	—
		地域介護予防活動支援事業参加者数	29,628 人	28,547 人	—
		短期集中予防サービス利用後の維持改善者割合	94.0%	96.4%	—

○ これらの取組の結果、取組方針 2 の指標は次のとおり推移しています。

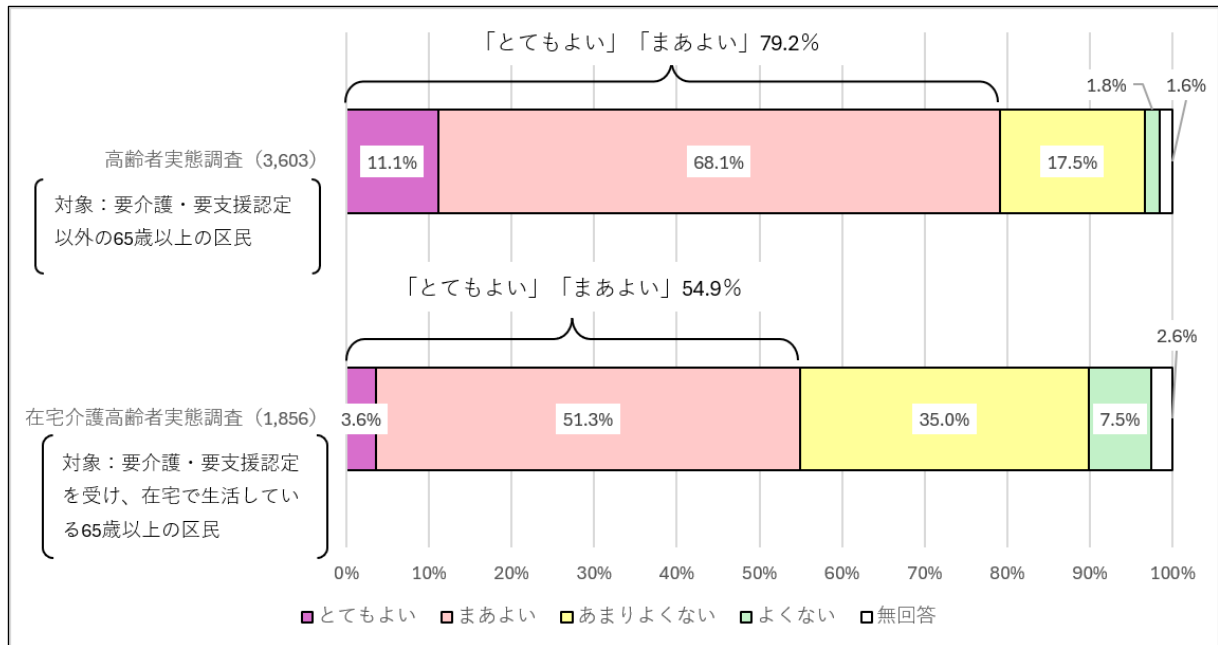
取組方針 2 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
65 歳健康寿命 ^{※12}	目標値（A）	男 83.9 歳	男 84.0 歳	男 84.1 歳
		女 87.3 歳	女 87.5 歳	女 87.6 歳
	実績値（B）	男 83.6 歳	男 83.6 歳	—
		女 86.7 歳	女 86.7 歳	—
	達成率（B/A）	男 99.6%	男 99.5%	—
		女 99.3%	女 99.1%	—

※12 65 歳健康寿命：65 歳の人が必要介護認定（要介護 2 以上）を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの（東京保健所長会方式による算出方法）

【今後の課題】

- 令和 7（2025）年度に実施した高齢者実態調査及び在宅介護高齢者実態調査で「現在の健康状態」を聞いたところ、次の結果となっています。

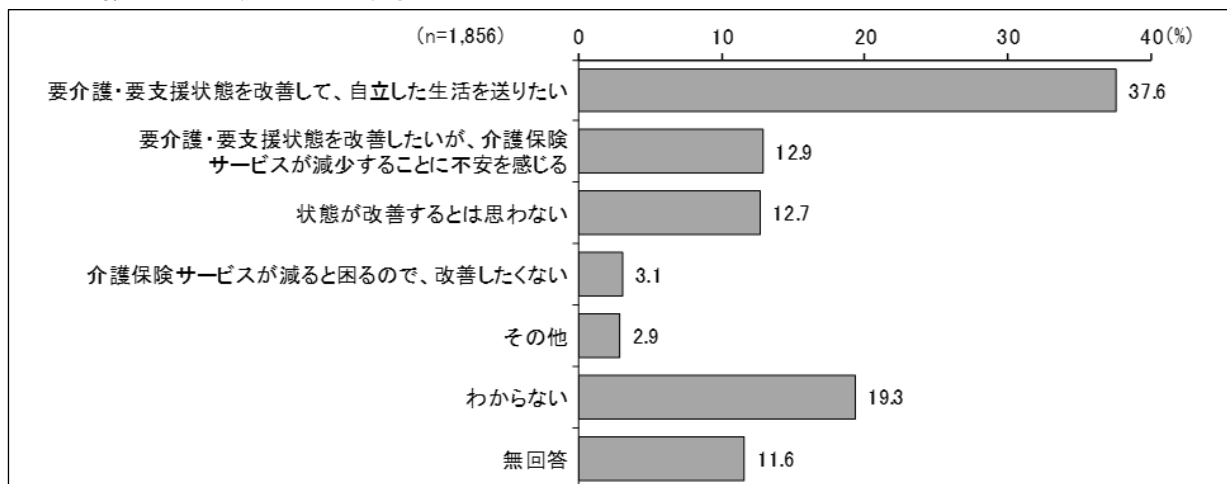
■現在の健康状態



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- 加えて、在宅介護高齢者実態調査で「要介護・要支援状態の改善についての考え」を聞いたところ、「要介護・要支援状態を改善して、自立した生活を送りたい」という回答が最も多くなっています。

■要介護・要支援状態の改善についての考え



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- これらのことから、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、引き続き、一人ひとりの状況に応じて自主的に健康づくりや介護予防・フレイル予防に取り組むための支援に一層力を入れていく必要があります。

取組方針 3

支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と 家族介護者支援の充実

【主な取組と実績】

○ 令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

No.	取組	実績			
1	安心おたっしや訪問の実施	○75 歳以上で介護保険サービス等を利用していない人を主な対象に訪問し、安否確認や必要な支援につなぎました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		訪問者数	8,834 人	8,756 人	—
2	I C T を活用した見守りの実施	○緊急通報システムや認知症高齢者探索システムなどの I C T を活用した見守りサービスを提供しました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		高齢者緊急通報システム委託世帯数	新規 258 世帯 （累計 1,384 世帯）	新規 237 世帯 （累計 1,383 世帯）	—
3	介護者サービスの実施	○在宅介護を担う介護者の休息確保と負担軽減のための事業を実施しました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数	9,643 人	9,259 人	—
		介護用品の支給事業利用者数	5,035 人	5,208 人	—

○ これらの取組の結果、取組方針 3 の指標は次のとおり推移しています。

取組方針 3 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
今後も在宅での介護を続けていける と思う介護者の割合（区民意向調査）	目標値（A）	90.0%	90.0%	90.0%
	実績値（B）	75.6%	78.0%	—
	達成率（B/A）	84.0%	86.7%	—

【今後の課題】

○ 更なる高齢化の進展等に伴い、今後も一人暮らし高齢者をはじめとする高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。

■一人暮らし高齢者など高齢者のみ世帯数の推計

区分	令和9（2027）年度	令和12（2030）年度	令和22（2040）年度
高齢者のみ世帯 （全世帯数に占める割合）	68,537世帯 （19.9%）	72,208世帯 （20.0%）	88,975世帯 （22.8%）
一人暮らし高齢者世帯 （全世帯数に占める割合）	45,432世帯 （13.2%）	47,866世帯 （13.3%）	58,980世帯 （15.1%）

○ 特に、一人暮らし高齢者は日常生活の悩み・困りごとを一人で抱え込み、孤立しがちであり、高齢者実態調査による「困った時等の相談先」は次のとおりとなっています。

■困った時等の相談先

区分	全体	高齢者のみ世帯 (一人暮らしを除く)	一人暮らし高齢者
ご本人の家族や親族	85.9%	89.3%	73.1%
友人・知人	33.5%	32.3%	40.1%
近所の人	4.1%	3.4%	5.7%
医師・看護師等	17.4%	18.2%	12.6%
社会福祉協議会	1.9%	1.5%	3.2%
介護保険相談員（民生委員）	2.4%	2.6%	2.5%
地域包括支援センター（ケア24）	12.2%	13.2%	11.8%
ケアマネジャー	4.2%	5.4%	2.7%
介護保険サービス事業者（ヘルパー等）	1.6%	2.0%	1.1%
区の窓口	12.3%	12.3%	11.0%
まちかど介護相談薬局	0.2%	0.1%	0.1%
高齢者のための夜間安心電話	1.4%	1.2%	1.6%
その他	1.2%	1.0%	1.4%
相談する相手がいない・相談先が分からない	3.7%	2.5%	7.3%
無回答	2.6%	2.9%	3.3%

出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和8年3月）

○ こうした中で国は、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続きや、葬儀・納骨などの死後事務の支援を第二種社会福祉事業に位置付け、社会福祉協議会等の多様な主体が実施できるよう、社会福祉法を改正（令和8（2026）年6月）しました。

○ これらのことから、一人暮らし高齢者等が孤立せずに希望を持って地域で安心して生活を持続することができるよう、今後も見守り・支援体制を充実・強化し、必要な時に必要な支援をつないでいくことが求められます。

取組方針 4 地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進

【主な取組と実績】

○ 令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

No.	取組	実績			
1	ケア 24 の総合相談の強化	○身近な地域の拠点である 20 か所のケア 24 において、高齢者の総合相談を実施しました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		ケア 24 相談件数	145,528 件	148,481 件	—
2	地域ケア会議の実施と地域包括支援ネットワークの充実	○各ケア 24 が地域ケア会議で、個別ケースや地域課題の解決に向けた検討・調整を図りました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		地域ケア会議開催回数	166 回	164 回	—
3	在宅医療体制の充実	○在宅医療相談調整窓口では、区民や医療・介護関係者からの相談を受け付け、医療機関との調整や情報提供を行いました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		調整窓口の相談件数	292 件	279 件	—
4	認知症バリアフリーの推進	○認知症の人・家族と共に活動する人材育成・組織化を行いました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		認知症サポーター新規養成者数	1,678 人	1,277 人	—
		チームオレンジ※13のチーム数	累計 15 チーム	累計 18 チーム	—

○ これらの取組の結果、取組方針 4 の指標は次のとおり推移しています。

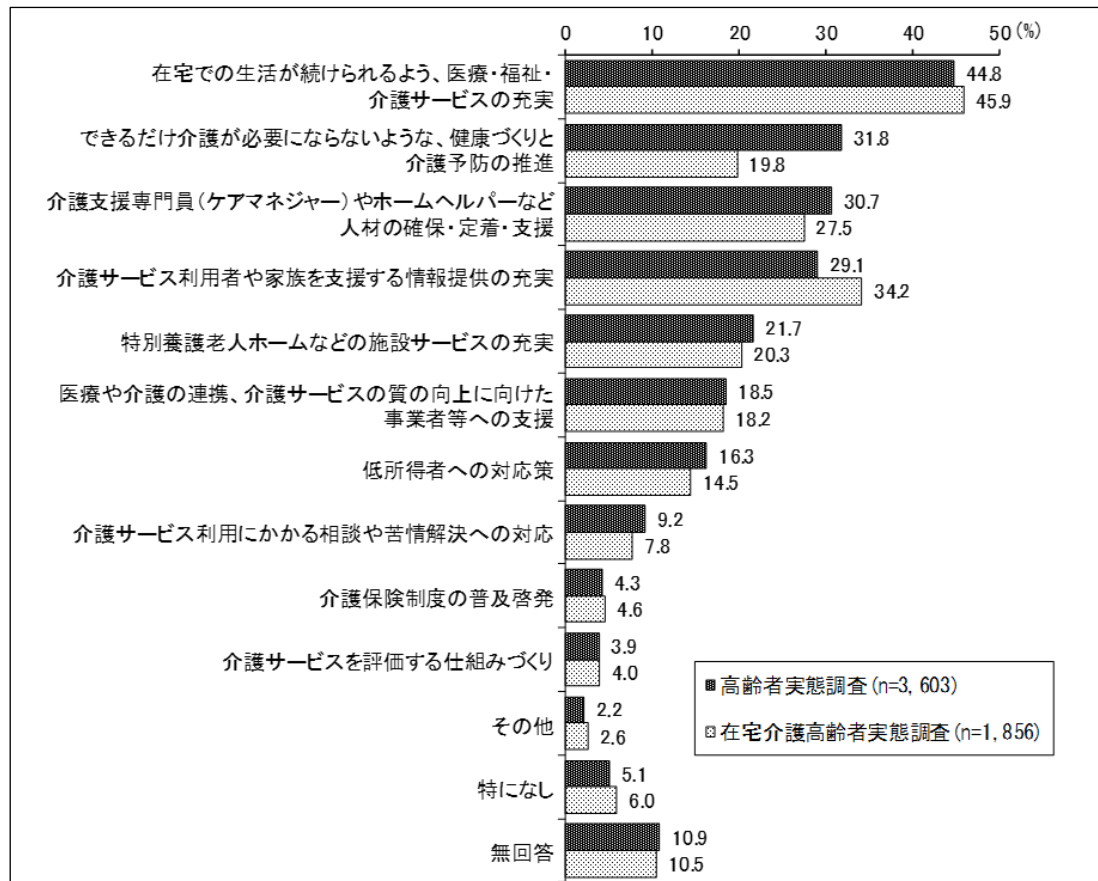
取組方針 4 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合（区民意向調査）	目標値（A）	31.0%	31.0%	32.0%
	実績値（B）	29.4%	31.2%	—
	達成率（B/A）	94.8%	100.6%	—
ケア 24 で総合相談から認知症支援に繋いだ件数	目標値（A）	8,080 件	8,110 件	8,140 件
	実績値（B）	6,916 件	6,301 件	—
	達成率（B/A）	85.6%	77.7%	—

※13 チームオレンジ：認知症の人や家族と共に活動するために組織したチーム。区では令和 8（2026）年度までに 20 所のケア 24 に各 1 チームの設置を予定

【今後の課題】

- 令和 7（2025）年度に実施した高齢者実態調査及び在宅介護高齢者実態調査で「今後、区が力を入れていくべきこと」を聞いたところ、いずれも「在宅での生活が続けられるよう、医療・福祉・介護サービスの充実」を求める回答が最も多い結果でした。

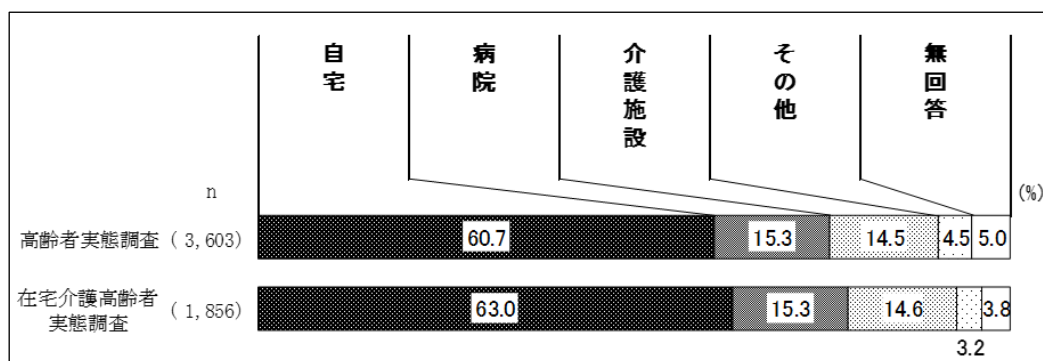
■今後、区が力を入れていくべきこと



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- 同じく 2 つの実態調査によると、「人生の最期や終末期を過ごしたい場所」は、いずれも「自宅」が最も高い回答となっています。

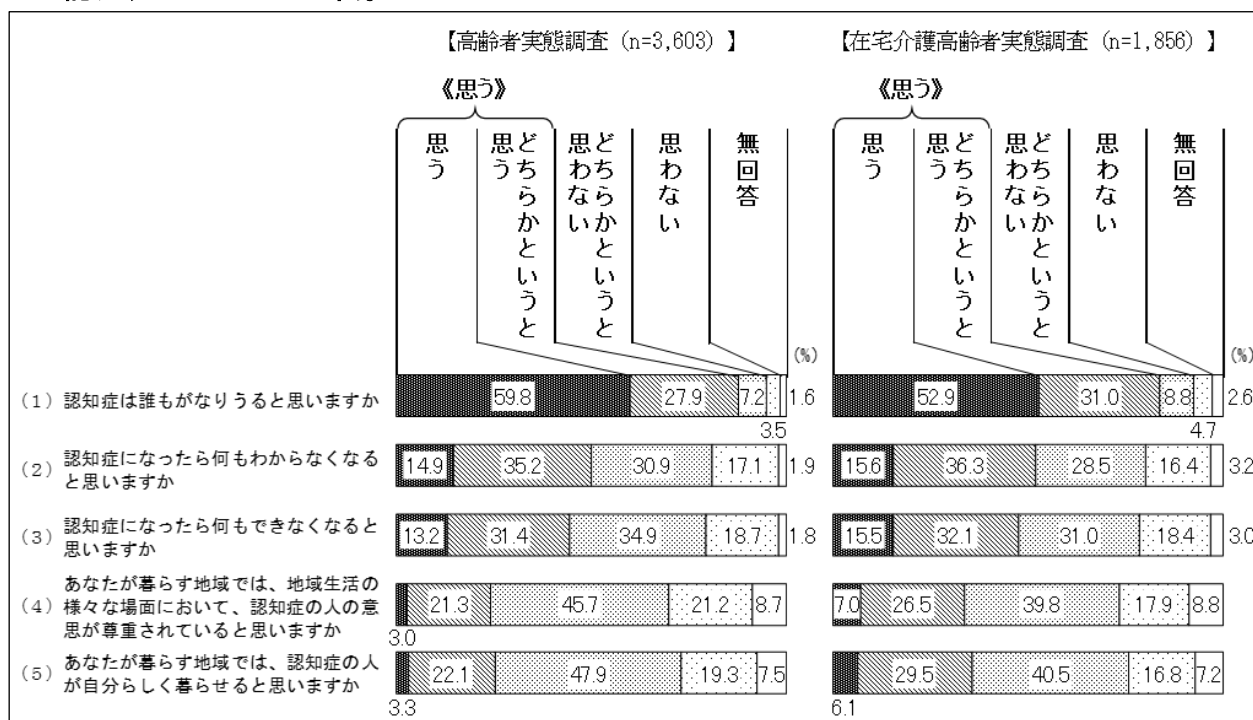
■人生の最期や終末期を過ごしたい場所



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

○ また、「認知症についての印象」を聞いたところ、次のとおりの結果でした。

■認知症についての印象



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和8年3月）

○ これらのことから、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で、安心・安全に生活することができるよう、引き続き、地域包括ケアシステムの推進・強化を図ることが重要です。加えて、多くの区民に認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現に向けて認知症施策の一層の推進に取り組む必要があります。

取組方針 5

介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実

【主な取組と実績】

○ 令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

No.	取組	実績			
1	特別養護老人ホームの整備	○入所定員数に増減はなく、直近の令和 8（2026）年 4 月に行った需給予測結果においても、令和 12（2030）年度までの間、緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みです。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		入所定員数	23 施設 2,406 人	23 施設 2,406 人	—
2	認知症高齢者グループホームの整備	○令和 7（2025）年 6 月に行った需給予測結果を踏まえ、令和 8（2026）年度に計画していた 1 所の新規整備は取り止めました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		入所定員数	38 施設 708 人	40 施設 762 人	—
3	都市型軽費老人ホームの整備	○未整備地域（阿佐谷、高円寺、方南・和泉）を対象に公募を実施したものの、応募事業者がありませんでした。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		入所定員数	3 施設 60 人	4 施設 79 人	—
4	介護事業所職員向け研修の実施	○区に寄せられた意見・要望等を踏まえ、各年度の研修内容の充実に努めました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		研修参加者数	13 回 989 人	18 回 753 人	—
5	介護ロボットの導入支援	○適宜助成事業の充実を図り、介護ロボット等の導入を支援しました。			
		指標	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
		助成先事業所数 (平成 28 年度からの累計)	29 所	36 所	—

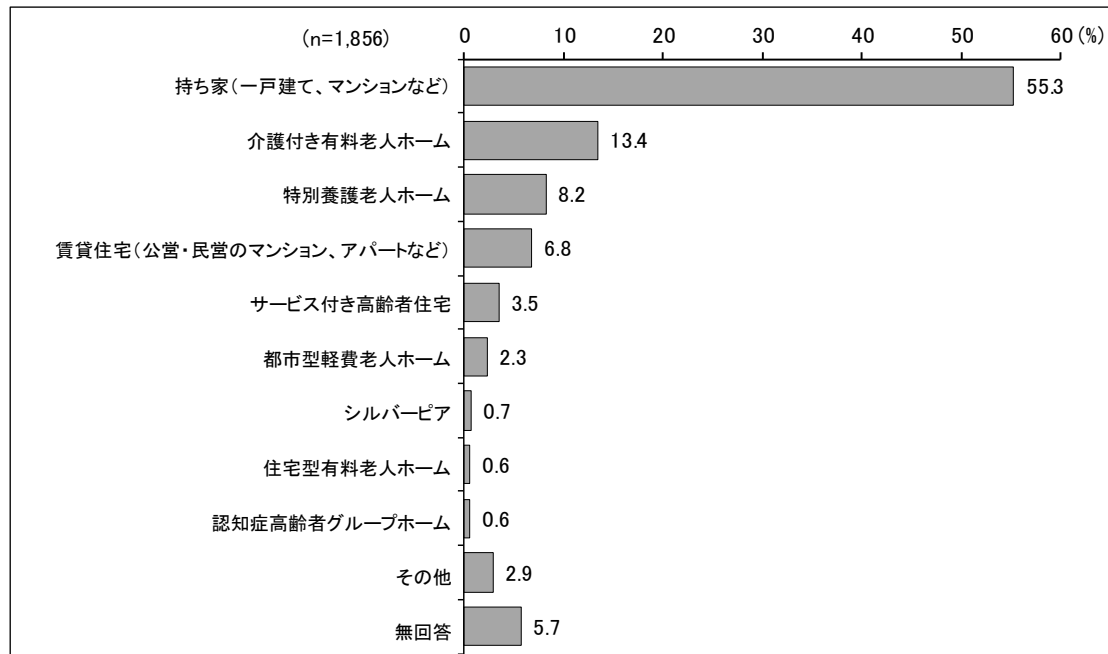
○ これらの取組の結果、取組方針 5 の指標は次のとおり推移しています。

取組方針 5 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
特別養護老人ホームの整備が充足している割合 ※年度内入所者数（A）÷入所申込者のうち、当該年度の 4 月 1 日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数（B）	目標値（A）	100%以上	100%以上	100%以上
	実績値（B）	170.1%	186.6%	—
	達成率（B/A）	170.1%	186.6%	—

【今後の課題】

- 令和 7（2025）年度に実施した在宅介護高齢者実態調査で「今後、介護サービスを受けたい場所」を聞いたところ、「持ち家（一戸建て、マンションなど）」が最も多く、次いで「介護付き有料老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」と続きました。高齢化の更なる進展等に伴い、今後も在宅及び施設サービスが必要な要介護高齢者の増加が見込まれます。

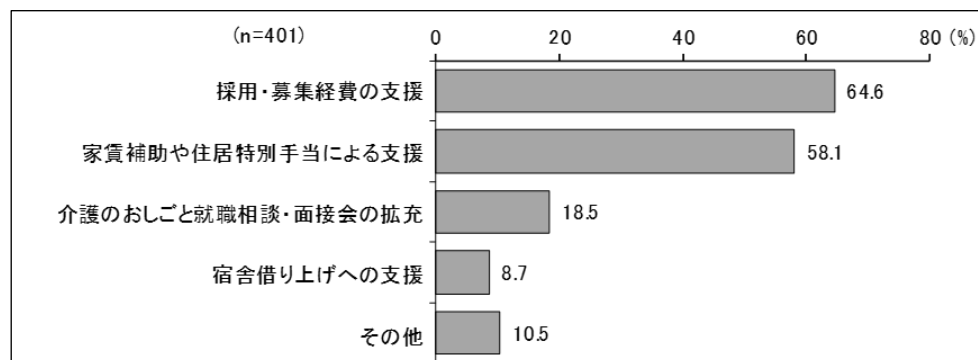
■介護サービスを受けたい場所



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- また、介護サービス事業所等実態調査では、「介護人材確保について区に望むこと」を聞いたところ、特に「採用・募集経費の支援」「家賃補助や住居特別手当による支援」とする回答が多い結果でした。

■人材確保について区に望むこと



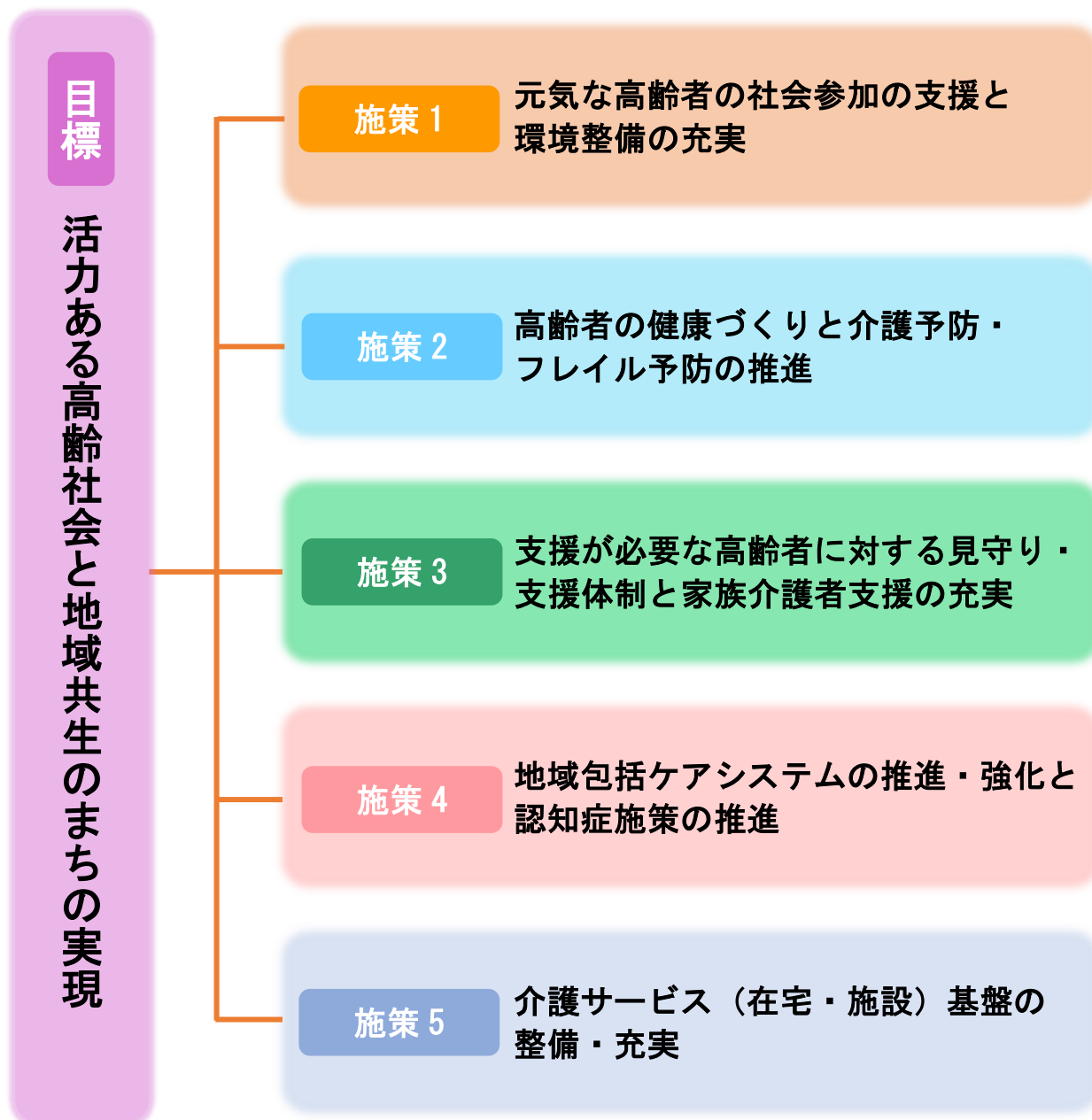
出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年 3 月）

- これらのことから、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等を踏まえ、引き続き円滑かつ適切な介護サービスを提供することができるよう、介護サービス基盤の整備・充実と介護人材定着・育成支援の充実等に取り組む必要があります。

第 3 章 計画の体系と内容

1 計画の体系

- 計画の体系は、先述した「計画の目標」（4 ページ）及び「これまでの区の主な取組と課題」（16～26 ページ）を踏まえて次のとおりとし、具体的な取組を総合的に推進します。
- なお、施策ごとに指標及び指標の目標値達成に向けた重点事業を設定し、それらの推移等を基に、各年度における計画の進捗状況を検証・評価することとします。



※「認知症施策推進計画」は第 4 章に、「第 10 期介護保険事業計画」は第 5 章にそれぞれ掲載。

【凡例】 第3章の見方

「計画の目標」を達成するための
施策です。

施策1 元気な高齢者の社会参加の支援 と環境整備の充実		関連するSDGsのゴール			
事業	主な取組	4	8	11	17
(1) 多様な働き方の支援 【重点事業1】	①就労支援センターの運営 ②杉並区シルバー人材センターの運営支援 ③すぎなみ協働プラザによるNPO就労支援				
(2) いきがい活動の支援 【重点事業2】	④ゆうゆう館の運営 ⑤コミュニティふらっとの運営 ⑥高齢者活動支援センターの運営 ⑦いきいきクラブの活動支援 ⑧長寿応援ポイント事業の実施 ⑨杉の樹大学事業の実施 ⑩すぎなみ地域大学の運営				
(3) 社会参加に資する環境整備	⑪ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 ⑫心のバリアフリーの理解・促進 ⑬新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充 ⑭外出支援相談センターの運営と福祉有償運送団体の支援 ⑮誰もが利用しやすい公園づくり ⑯デジタルバйд対策の推進				
施策1の指標					
指標名	実績値	計画期間			
	令和7年度 (2025)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
【重点事業1】 地域活動・ボランティア活動・就労している 高齢者の割合（区民意向調査）	47.1%	48.5%	48.9%	49.2%	
【重点事業2】 いきがいを感している高齢者の割合（区民意 向調査）	73.7%	79.0%	80.0%	81.0%	

施策に関連する
[SDGs]のゴール(目標)
を示しています。

計画で掲げる目標の
達成に向け取り組む
事業と、その事業を構成
する主な取組です。

指標の実績値と計画期
間における目標値です。
この目標値達成に向け
重点となる取組を設定し
ています。

2 施策別の計画内容		
施策1 元気な高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実		
■ 目指す姿 - 元気で働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識・経験等を生かしながら、自らの希望やニーズに応じて働き続けています。 - 多くの元気な高齢者が、いきがいを持って、生活を送るとともに地域共生社会づくりの担い手となるなど、いきいきと活躍しています。 - 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に外出したり、活動したりすることができる環境整備が進んでいます。		
(1) 多様な働き方の支援		
①就労支援センターの運営	所管課	産業振興センター
就労支援センターでは、年齢や性別等に左右されことなく、誰もが就労できるよう特に高齢者や女性については家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じて、専門相談員による伴走型の就労支援を行うとともに、就労促進に向けたセミナーの開催や求人情報の充実等に取り組んでいます。		
②杉並区シルバー人材センターの運営支援	所管課	高齢者施策課
「いきがいを得るための就業」を目的に、区内の高齢者に対して臨時的・短期的又は簡易な業務への就業機会を提供している公益社団法人杉並区シルバー人材センター ^{※1} の運営を支援します。		
③すぎなみ協働プラザによるNPO就労支援	所管課	地域課
すぎなみ協働プラザ ^{※2} では、NPO ^{※3} 団体（非営利組織）設立・運営相談や区内のNPO団体への就労希望者に対する情報提供等を行います。		
※1 杉並区シルバー人材センター：区内に居住する概ね60歳以上の方で、定年などで勤めをやめた方、高齢のため一般雇用を希望しない方、経験や能力を生かし何か仕事をしたい、何らかの収入を得たいという方が、臨時的・短期的な仕事を通じて社会参加していくための団体 ※2 すぎなみ協働プラザ：NPOや地域活動団体を支援するために、相談業務、各種講座の開催、情報発信、団体間の連携・協働のコーディネート等を提供する中間支援組織 ※3 NPO：Non Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的とする非営利活動団体		

施策ごとに、目指す姿を
示しています。

事業を構成する主な取
組とその概要、取組の所
管課を記載しています。

施策ごとの事業・主な取組内容と重点事業の指標

施策 1		＜関連するSDGsのゴール＞			
元気な高齢者の社会参加の支援 と環境整備の充実		4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
事業		主な取組			ページ
(1) 多様な働き方の支援 【重点事業 1】	①就労支援センターの運営				
	②杉並区シルバー人材センターの運営支援				
	③すぎなみ協働プラザによるNPO就労支援				
(2) いきがい活動の支援 【重点事業 2】	④ゆうゆう館の運営				
	⑤コミュニティふらっとの運営				
	⑥高齢者活動支援センターの運営				
	⑦いきいきクラブの活動支援				
	⑧長寿応援ポイント事業の実施				
	⑨杉の樹大学事業の実施				
	⑩すぎなみ地域大学の運営				
(3) 社会参加に資する環境整備	⑪ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進				
	⑫心のバリアフリーの理解・促進				
	⑬新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充				
	⑭外出支援相談センターの運営と福祉有償運送団体の支援				
	⑮誰もが利用しやすい公園づくり				
	⑯デジタルデバйд対策の推進				
施策 1 の指標					
指標名	実績値	計画期間			
	令和 7 年度 (2025)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	
【重点事業 1】 地域活動・ボランティア活動・就労している 高齢者の割合（区民意向調査）	47.1%	48.5%	48.9%	49.2%	
【重点事業 2】 いきがいを感じている高齢者の割合（区民意 向調査）	73.7%	79.0%	80.0%	81.0%	

施策 2		＜関連するSDGsのゴール＞		
高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進		3 すべての人に健康と福祉を 17 パートナーシップで目標を達成しよう		
事業	主な取組			ページ
(1) 健康診査の実施 【重点事業 1】	①成人等健康診査の実施			
	②国保特定健康診査の実施			
	③後期高齢者健康診査の実施			
	④成人歯科健康診査の実施			
	⑤後期高齢者歯科健康診査の実施			
	⑥骨粗しょう症検診の実施			
(2) ICTを活用した健康づくりの支援	⑦健幸アプリ（すぎなみチャレンジ）の実施			
	⑧健康 LINE 相談の実施			
(3) 高齢世代に向けたスポーツ・運動の支援	⑨健康・体力づくりなど地域の拠点としての機能の充実			
	⑩高齢者が継続しやすいスポーツ・運動プログラムの提供			
(4) 介護予防・フレイル予防の推進 【重点事業 2】	⑪人生 100 年いきいきプロジェクト※14 充実			
	⑫高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施			
施策 2 の指標				
指標名	実績値	計画期間		
	令和 7 年度 (2025)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
【重点事業 1】 65 歳健康寿命	男 83.6 歳 女 86.7 歳	男 84.2 歳 女 87.8 歳	男 84.3 歳 女 87.9 歳	男 84.3 歳 女 88.0 歳
【重点事業 2】 「生活力アップ！支援事業」※15参加者の要支援状態の 3 年間の維持・改善率 ※（要支援を維持した人数＋介護度が改善した人数）÷参加者数	(作成中)			

※14 人生 100 年いきいきプロジェクト：杉並区版介護予防・日常生活支援総合事業の名称

※15 「生活力アップ！支援事業」：要支援の高齢者や生活機能の低下がみられる高齢者が利用できる「サービス・活動事業」の名称

施策 3 支援が必要な高齢者に対する 見守り・支援体制と家族介護者 支援の充実		<関連するSDGsのゴール> 1貧困をなくそう 3すべての人に健康と福祉を 5ジェンダー平等を実現しよう 10人や国の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを 16平和と公正をすべての人に 17パートナーシップで目標を達成しよう			
事業	主な取組				ページ
(1) 見守り体制の充実 【重点事業 1】	①安心おたっしや訪問の実施				
	②たすけあいネットワーク（地域の目）の実施				
	③ICTを活用した見守りの実施				
	④高齢者安心コールの実施				
	⑤見守りキーホルダー事業の実施				
(2) 終活の支援	⑥終活相談・普及啓発の実施				
	⑦支援サービスの実施				
	⑧終活情報の登録事業実施				
(3) 成年後見制度等の利用支援	⑨制度を必要とする人をつなぐ相談機能の充実				
	⑩意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の充実				
	⑪権利擁護の地域連携ネットワークの推進				
(4) 虐待及び消費者被害の防止	⑫高齢者虐待の防止及び対応				
	⑬消費者被害の防止及び対応				
(5) 家族介護者支援の充実 【重点事業 2】	⑭介護者支援サービスの実施				
	⑮介護者支援体制の整備				
	⑯ヤングケアラー支援体制の充実				
(6) 災害時における 地域の支え合いの推進	⑰地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実				
	⑱震災救援所の要配慮者への対応強化				
	⑲福祉救援所の運営				
施策 3 の指標					
指標名	実績値	計画期間			
	令和 7 年度 (2025)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	
【重点事業 1】 安心おたっしや訪問により、聞き取りや状況の確認ができた対象者の割合	93.4%	95.0%	95.0%	95.0%	
【重点事業 2】 今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合（区民意向調査）	78.0%	81.0%	84.0%	86.0%	

施策 4 地域包括ケアシステムの推進 ・強化と認知症施策の推進		<関連するSDGsのゴール> 1貧困をなくそう 3すべての人に健康と福祉を 5ジェンダー平等を実現しよう 10人や国の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを 16平和と公正をすべての人に 17パートナーシップで目標を達成しよう			
事業	主な取組				ページ
(1) 地域包括ケアシステムの推進・強化 【重点事業 1】	①ケア 24 の総合相談の強化				
	②ケア 24 の運営体制の充実				
	③包括的な支援体制の充実				
	④在宅医療体制の充実				
	⑤生活支援体制整備事業の実施				
	⑥高齢障害者への相談支援体制の充実				
	⑦共生型サービス事業所の開設促進				
	⑧高齢者向け住宅の確保及び居住支援				
(2) 認知症施策の推進 【重点事業 2】	⑨本人発信・意思決定支援と理解の促進				
	⑩包括的な相談支援体制の整備				
	⑪自分らしく社会参加できる認知症バリアフリーのまちづくり				
施策 4 の指標					
指標名	実績値	計画期間			
	令和 7 年度 (2025)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	
【重点事業 1】 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合（区民意向調査）	31.2%	32.0%	33.0%	33.0%	
【重点事業 2】 ケア 24 で総合相談から認知症支援につないだ件数	6,301 件	8,170 件	8,200 件	8,230 件	

施策 5 介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実		＜関連するSDGsのゴール＞ 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう		
事業	主な取組			ページ
(1) 在宅介護サービスの充実	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備			
	② (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備			
(2) 施設介護サービスの充実 【重点事業 1】	③ 特別養護老人ホームの整備			
	④ ケアハウスの整備			
	⑤ 認知症高齢者グループホームの整備			
	⑥ 都市型軽費老人ホームの整備			
	⑦ 介護老人保健施設の整備			
	⑧ 介護医療院の整備			
	⑨ サービス付き高齢者向け住宅等の整備			
	(3) 介護保険サービスの質の向上	⑩ 福祉サービス第三者評価の推進		
⑪ 介護サービス事業所・施設への指導等の実施				
⑫ 苦情・相談の受付・対応				
⑬ 介護保険サービスの利用支援				
(4) 介護人材定着・育成支援の充実 【重点事業 2】	⑭ 介護ロボット等の導入支援			
	⑮ 介護人材採用活動経費の補助			
	⑯ 非常勤職員健康診断等の助成			
	⑰ 介護事業所職員向け研修の実施			
	⑱ 初任者研修等受講料の助成			
施策 5 の指標				
指標名	実績値	計画期間		
	令和 7 年度 (2025)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
【重点事業 1】 特別養護老人ホームの整備が充足している割合 ※年度内入所者数 (A) ÷ 入所申込者のうち、当該年度の 4 月 1 日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数 (B)	186.6% (A) 685 人 ÷ (B) 367 人)	100%以上	100%以上	100%以上
【重点事業 2】 介護事業所職員向け研修の満足度	93.0%	100%	100%	100%

2 施策別の計画内容

(作成中)

※施策ごとに「目指す姿」を示した上で、「事業を構成する主な取組」「取組の概要」「取組の所管課」を掲載する方向で作成中。

第 4 章 認知症施策推進計画

1 計画の趣旨

- 令和 5 (2023) 年 6 月に制定、翌年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」という。)では、国の基本計画及び都道府県の計画を基本としつつ、基礎自治体の実情に即した「市町村認知症施策推進計画」の策定に努めなければならないと規定しています。
- これを受けて区は、令和 6 (2024) 年 2 月に策定した「高齢者施策推進計画(令和 6 (2024) ~8 (2026) 年度)」に「市町村認知症施策推進計画」を部分的に包含して計画化しました。こうした中で、今回改定した「高齢者施策推進計画(令和 9 (2027) ~11 (2029) 年度)」では、更なる認知症施策の充実に向けて、「認知症施策推進計画」を独立した章として位置付けました。加えて、計画改定に当たっては、令和 8 (2026) 年 5 月及び 6 月に認知症の人やその家族等の参画によるワーキンググループを設置し、3 回にわたる意見交換を行うなど、これまで以上に認知症の人の視点を重視した計画づくりに努めました。
- 急速な高齢化に伴い、認知症高齢者数が今後も増加する中で、令和 8 (2026) 年には高齢者の約 3.5 人に 1 人が認知症・MCI(軽度認知障害)となることを見込まれています。このように認知症は誰もがなり得るものであり、区民一人ひとりが認知症を自分事として捉え、より良い地域社会を創り上げていくことが大切です。
- これまでも区は、区内にある浴風会病院認知症疾患医療センターや認知症介護研究・研修東京センターとの協定を締結して、専門的な助言等を得ながら認知症施策の充実を図ってきました。今後もこの計画に基づき、杉並区が「認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまち」となることを目指し、令和 9 (2027) 年度から 3 年間の計画期間を通して認知症施策を総合的に推進していきます。

2 国及び東京都の計画

○認知症基本法に基づき、基礎自治体である区が基本とすべき国及び東京都の計画のあらましは、次のとおりです。

区分	(国) 認知症施策推進基本計画 (令和 6 (2024) 年 12 月)	東京都認知症施策推進計画 (令和 7 (2025) 年 3 月)
目的	政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画として、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの	国の基本計画を基本としつつ、東京都の実情に即して認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すもの
重点目標	- 国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること - 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること - 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること - 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること	- 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進 - 認知症のある人も含めた都民一人ひとりが安心安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり - 認知症のある人・家族等に対する適切な支援 - 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実 - 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

3 計画の基本理念と施策・事業

(1) 基本理念

○計画の基本理念と施策の方向性は、次のとおりです。

基本理念	認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちの実現
施策の 方向性 〔主な キーワード〕	伝える 〔本人発信 新しい認知症観〕 つながる 〔相談・支援 医療・介護・福祉連携〕 共に生きる 〔社会参加 バリアフリー〕

(2) 施策・事業

○基本理念を踏まえ、以下の施策・事業により、認知症施策を包括的に推進することとします。

施策	事業
1 本人発信・意思決定支援と理解の促進 伝える	(1) 本人の声の発信と環境づくり (2) 新しい認知症観の理解促進 (3) 本人がその人らしく生きるための意思決定支援 (4) 権利擁護の普及・利用促進
2 包括的な相談・支援体制の整備 つながる	(1) 診断前後の早期からの相談・支援体制の強化 (2) 若年性認知症の人への取組 (3) 医療・介護・福祉に関する事業者との連携 (4) ケアラー支援
3 自分らしく社会参加できる認知症バリアフリーのまちづくり 共に生きる	(1) 本人・家族等の多様なニーズに合わせた場づくり (2) 本人の社会参加等の機会の確保 (3) 多様な主体との連携で共に進める地域づくり (4) 支援者の活動促進

(3) 事業の主な内容

(作成中)

※施策ごとに「現状と課題」「認知症の人の声」を示した上で、「事業の主な取組」を掲載する方向で作成中。

第 5 章 第 10 期介護保険事業計画 (作成中)

1 第 10 期介護保険事業計画の趣旨

2 第 9 期計画の実績

- (1) 第 1 号被保険者数及び認定者数の計画値と実績値
- (2) 介護給付費等の計画値と実績値
 - ① 介護予防サービス
 - ② 居宅サービス
 - ③ 施設サービス
 - ④ 地域密着型サービス
- (3) 地域支援事業
 - ① 人生 100 年いきいきプロジェクト
 - ② 包括的支援事業
 - ③ 任意事業（家族介護支援事業等）
- (4) 介護保険料の賦課・収納状況
- (5) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力交付金について

3 第 10 期の第 1 号被保険者数と認定者数の推計

4 第 10 期計画におけるサービス量及び給付費の見込み

- (1) 介護給付費等の計画値
 - ① 介護予防サービス
 - ② 居宅サービス
 - ③ 施設サービス
 - ④ 地域密着型サービス
- (2) 地域支援事業
 - ⑤ 人生 100 年いきいきプロジェクト
 - ⑥ 包括的支援事業
 - ⑦ 任意事業（家族介護支援事業等）

5 第 10 期計画における介護保険料

- (1) 介護保険料の算定
- (2) 介護保険料の算定手順
- (3) 第 10 期介護保険料の基本的な考え方
- (4) 第 10 期計画における介護保険料

認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちの実現



令和 8 年度杉並区認知症ワーキンググループの実施報告について

1 杉並区認知症ワーキンググループの設置目的

今年度の杉並区認知症施策推進計画の改定に当たり、認知症施策を一層充実させていくため、認知症基本法の理念に基づき、「杉並区認知症ワーキンググループ」を設置しました。認知症の人や家族等の声を施策に反映し、本人の意思や希望を尊重した本人視点の認知症施策を推進することで、認知症になってからも住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指します。

2 杉並区認知症ワーキンググループの概要

(1) ワーキンググループ参加者

	認知症の人	介護者	チームオレンジ	一般区民	支援者※	合計
人数	2 名	3 名	4 名	2 名	5 名	16 名

※支援者：地域包括支援センター ケア 24、グループホーム連絡協議会、小規模多機能型居宅介護

(2) 参加者募集方法

令和 8 年 2 ～ 3 月に各ケア 24 のチームオレンジや若年性認知症本人ミーティング、共生社会講座（一般区民対象）、グループホーム連絡協議会等で周知し、参加者を募集しました。

(3) アドバイザー

認知症介護研究・研修東京センター センター長特命補佐 永田久美子氏

(4) スケジュール

日時	テーマ
第1回 令和8年5月14日(木) 午後2～4時	ワーキンググループの目的・区の実組を知る ○区の実組紹介 ○講義「どんなワーキンググループになるとよい？ ～他自治体の事例も踏まえて～」 講師：認知症介護研究・研修東京センター センター長特命補佐 永田久美子氏 ○グループワーク ・参加のきっかけ、やりたいこと ・区の実組や講義を聴いての感想
第2回 令和8年6月2日(火) 午後2～4時	本人の声を聴く、課題・必要な施策を考える ○グループワーク ・第1回振り返りのまとめについての気づき ・参加者から本人の声の紹介
第3回 令和8年6月30日(火) 午後2～4時	ワーキンググループのまとめ ○ワーキンググループの意見より新たに活かしていく施策などまとめ ○グループワーク ・深めたいテーマ（本人発信の工夫、診断直後、地域の理解） ○参加者から一言

(5) ワーキンググループの様子



グループワーク中心で意見交換



3 杉並区認知症ワーキンググループの主な意見

認知症の人や介護者、チームオレンジなど様々な立場の人たちから日々の生活で感じていることや区の施策に関して気づいたことなど意見を出していただきました。また、参加者から認知症の人との関わりの中で印象に残った言葉を共有してもらうことで、参加者以外の認知症の人の声や思いについても知ることができました。

(1) ワーキンググループの主な意見

(本人)

- ◆ 認知症は誰がなってもおかしくない時代であることを広めてほしい。
- ◆ 本人ミーティング等は色々な人の声が聞けて、経験を先取りできるメリットがある。
- ◆ 認知症に関する本は家族向けが多く、本人の体験談を聞いて、前向きな気持ちになりたい。
- ◆ 診断されるとパニック状態になる。そういう状態にならないようにするのが早期診断の鍵。いざ診断を受けてどうしたらいいのか分からなかった。
- ◆ オレンジカフェに参加すること自体がすごくハードルが高い。

(介護者)

- ◆ 病院の先生から薬や治療の説明だけでなく、そのときに相談窓口や本人ミーティング等の情報提供があれば変わっていたと思う。
- ◆ 認知症の進行によって、本人にどう関わったらよいか、家族の対応を学べる場があるとよい。

(チームオレンジ)

- ◆ 健常者でも誰でも希望をかなえるヘルプカードを使える環境が大事。
- ◆ 区の施策が実際に届いているのか。

(区民)

- ◆ 本人に好きなことややりたいことを聞くことが大事。言葉かけて大事。認知症になってからも、できることがあるという理解を広げてほしい。
- ◆ 認知症は何もできないというイメージが根強く、本人が助けを求めにくいことが課題だと感じた。

(支援者)

- ◆ お店の人など、働いている人にも認知症の人に関する知識を知ってほしい。グループホームの職員がちょっと行くようなネットワークがあるといい。
- ◆ 認知症カフェを一般の人もいるところでやるのもいい。

(2) ワーキンググループの意見を反映した令和9年度～令和11年度 認知症施策推進計画の基本理念と施策（たたき台）

基本理念

認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちの実現

認知症施策推進計画の施策（たたき台）

施策1：本人発信・意思決定支援と理解の促進

施策2：包括的な相談・支援体制の整備

施策3：自分らしく社会参加できる認知症バリアフリーのまちづくり

(3) 3つの施策への意見

第3回のグループワークでは、3つの施策や第1回、第2回の意見も踏まえ、特に深めたいテーマとして、以下の3点について引き続き意見交換を行い、様々な立場からの意見が出されました。

施策1：本人発信・意思決定支援と理解の促進

①本人が発信しやすい工夫

主な意見

（本人）

- ◆ 認知症の人の立場に立てるような取り組みがあるとよい。
- ◆ 認知症サポーター養成講座で本人が話せる機会を増やす。

（チームオレンジ）

- ◆ 話しやすい土壌をつくっていくことが大切。

（支援者）

- ◆ 世間の風潮がまだネガティブ、変わっていくといい。

（区民）

- ◆ 言葉かけ、否定しない、感情の共感。

施策2：包括的な相談・支援体制の整備

②診断直後にどんな場面で、どんな情報が知りたいか

主な意見

（本人）

- ◆ 診断直後に薬のことや相談先などたくさんの情報を知れた。
- ◆ 診断後、認知症あんしんガイドブックがあるとよかった。
- ◆ 医療機関でパンフレットをもらったが、区の窓口の連絡先が載っていなかった。検索したが、分からなかった。

（介護者）

- ◆ 診断後、総合的に相談できるようなアフターフォローがあるとよかった。
- ◆ 医師が本人のやりたいことを楽しくやっていくとよいという話をしてくれ、その方針がよかった。

施策3：自分らしく社会参加できる認知症バリアフリーのまちづくり

③地域の理解を広げるための方法

主な意見

（本人）

- ◆ 地域のつながりがそもそも希薄なので急に認知症カフェに行くのは大変。

（支援者）

- ◆ 地域のお店との連携。お店などに認知症サポーター養成講座を受けてもらう。（チームオレンジ）
- ◆ 希望をかなえるヘルプカードをお店においてもらう取組をしている。

4 杉並区認知症ワーキンググループの意見を反映した事業

ワーキンググループでの議論や意見を踏まえ、今後取り組むべき事業として、以下の3点に整理しました。

■ 本人の声の発信と環境づくり

本人が発信しやすい雰囲気や風土づくり

■ 診断前後の早期からの相談・支援体制の強化

物忘れが気になり始めた人、診断直後の早期に情報を届ける仕組みづくり

■ 多様な主体との連携で共に進める地域づくり

地域の理解と具体的なアクション（行動や活動）ができる体制づくり

5 令和9～11年度 杉並区認知症施策推進計画の施策を構成する事業（たたき台）

区の認知症施策推進計画は、以下の3つの施策とそれに基づく事業で構成する方向で検討を進めていきます。

施策	事業
1 本人発信・意思決定支援と理解の促進	<u>(1) 本人の声の発信と環境づくり ★WG</u> (2) 新しい認知症観の理解促進 (3) 本人がその人らしく生きるための意思決定支援 (4) 権利擁護の普及・利用促進
2 包括的な相談・支援体制の整備	<u>(1) 診断前後の早期からの相談・支援体制の強化 ★WG</u> (2) 若年性認知症の人への取組 (3) 医療・介護・福祉に関する事業者との連携 (4) ケアラー支援
3 自分らしく社会参加できる認知症バリアフリーのまちづくり	(1) 本人・家族等の多様なニーズに合わせた場づくり (2) 本人の社会参加等の機会の確保 <u>(3) 多様な主体との連携で共に進める地域づくり ★WG</u> (4) 支援者の活動促進

※★WG：杉並区認知症ワーキンググループの意見を反映した事業

6 参加者からの感想

こういう場が続いて、現場から推進していけるとよい。

ワーキンググループに参加している人たちでさえ、知らないことがあるのだと気づいた。

これをきっかけに本人の立場から意見を発信していきたい。

グループでの話し合いは今まで気づかなかったことがよくわかった。

認知症介護研究・研修東京センター センター長特命補佐 永田久美子氏より

杉並区認知症ワーキンググループでは、認知症本人も含め自主的に参加した様々な立場の人たちが対話を重ねながら、区の施策をよりよくしていくために一緒に考えることができた。本人や区民の生の声にこそ、大事なことが含まれており残しておくことが大事である。率直で自由な意見交換ができるワーキンググループのような機会の浸透を図り、今後も施策を本人・区民参画で推進していったほしい。